

鶴田町

第三期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

青森県 鶴田町





# 目次



<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
6 計画の策定体制と住民意見の反映.....	8
7 県や近隣市町村との連携.....	8
8 計画の対象について.....	8
<b>第2章 子ども・子育て支援の現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1 当町における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率※の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 保護者における子育ての状況.....	14
(3) 子育てに関する相談者の状況.....	15
(4) 世帯の生活状況.....	16
3 保護者の就業・育児休業制度利用の状況.....	17
(1) 女性の就業率の推移.....	17
(2) 母親の就労状況・就労意向.....	18
(3) 育児休業制度利用の状況.....	19
4 教育・保育、子育て支援事業の利用状況・利用意向等.....	20
(1) 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用.....	20
(2) 一時保育事業の利用意向.....	21
(3) 子どもが病気等の際の対処方法と病児・病後児保育の利用意向.....	21
(4) 平日の放課後の過ごし方の意向.....	22
(5) 子どもの教育に関する意向.....	22
5 子育ての環境や支援への満足度等.....	23
6 施策の進捗評価.....	24
7 当町における子ども・子育て支援に関わる課題.....	25

<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>29</b>
1 計画の基本理念等 .....	29
2 計画の基本目標 .....	30
3 施策の体系図 .....	31
<b>第4章 子育てに関する施策の展開</b> .....	<b>35</b>
基本目標Ⅰ 安心して子育てできる支援体制の充実 .....	36
基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくりの充実 .....	40
基本目標Ⅲ 充実した教育・保育、子ども・子育て支援の総合的な提供 .....	42
基本目標Ⅳ 健やかな子育てに向けた支援と朝ごはん運動の展開 .....	45
基本目標Ⅴ 安全・安心誰もが笑顔のまちづくり .....	49
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の展開</b> .....	<b>55</b>
1 教育・保育事業等の提供区域 .....	55
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計 .....	56
(1) 推計の手順 .....	56
(2) 子ども人口の推計 .....	57
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策 .....	58
(1) 施設型事業 .....	58
(2) 地域型保育事業 .....	60
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	62
(1) 相談支援事業 .....	62
(2) 訪問系事業 .....	65
(3) 通所系事業 .....	67
(4) その他事業 .....	71
5 総合的な子どもの放課後対策の推進 .....	73
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室 .....	73
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について .....	75
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方 .....	75
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援 .....	75
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	75
(4) 教育・保育施設の役割と連携 .....	76
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 .....	76
8 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 .....	76

<b>第6章 子どもの貧困対策</b> .....	<b>79</b>
1 子どもの貧困対策計画策定の趣旨 .....	79
2 子どもの貧困対策に関する取り組みの方向性.....	80
3 具体的な施策 .....	81
(1) 教育の支援 .....	81
(2) 生活の安定に資するための支援 .....	84
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 .....	88
(4) 経済的支援 .....	89
4 子どもの貧困に関する指標.....	92
<b>第7章 計画の推進・評価体制</b> .....	<b>97</b>
1 計画の推進体制 .....	97
2 計画の公表及び周知.....	97
3 計画の評価と進行管理.....	97
<b>資料編</b> .....	<b>101</b>
1 鶴田町 子ども・子育て支援協議会条例.....	101
(1) 設置要綱 .....	101
(2) 委員名簿 .....	103
(3) 会議の開催日と審議内容.....	103



..... 第1章 .....

計画策定にあたって







# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

鶴田町（以降「当町」という。）では、子ども・子育て支援に係るサービス等の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「鶴田町子ども・子育て支援事業計画」の第二期計画（令和2年度～6年度）を策定し、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を推進してきました。

他方、国では子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、子ども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が発足されています。そして、令和5年12月には、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

この「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、国では令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべての子どもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く様々な法制度等の改正や策定が行われています。

一方青森県においては合計特殊出生率の向上と人口移動の改善に向けて、2024年10月にこども・子育て『青森モデル』を策定し、学校給食無償化等市町村支援市町村交付金を創設するなど、本県で生まれ育つこどもたちが増えていく環境をつくりだし、人口減少の流れを変えていくさまざまな施策に取り組んでいます。

これを踏まえて、当町では、第二期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業量の見直しを行いつつ、鶴田町子ども・子育て支援協議会における議論を経て、次期計画となる「鶴田町第三期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。





## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

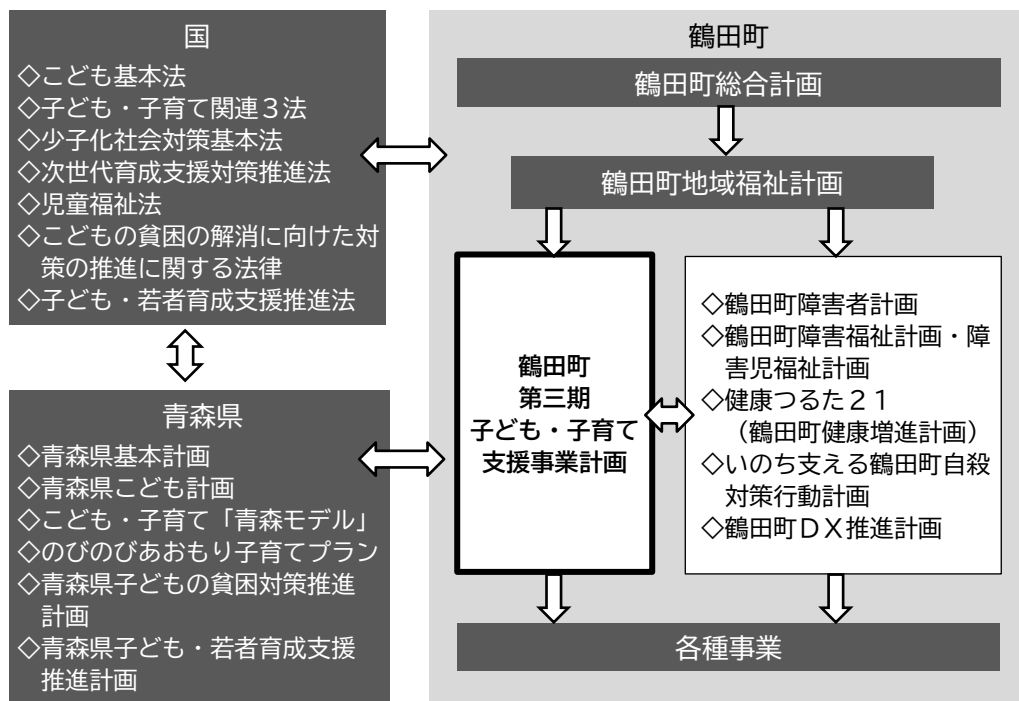
また、令和6年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、法の有効期限が令和17年3月31日まで延長されたため、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」を包含する計画として策定し、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めていきます。

加えて、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」を包含する計画として策定します。

## 3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、当町の最上位計画である「第6次鶴田町総合計画」と、福祉分野の上位計画である「鶴田町地域福祉計画」のほか、関連計画の「鶴田町障害者計画」、「鶴田町障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康つるた21（鶴田町健康増進計画）」、「いのち支える鶴田町自殺対策行動計画」、「鶴田町DX推進計画」との整合性を図るよう取り計らいました。

### ■ 他計画との連携





## 4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。

### ■ 計画期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
鶴田町子ども・子育て支援事業計画（第二期）									
					鶴田町第三期子ども・子育て支援事業計画				

## 5 制度改正等のポイント

### (1) こども基本法（令和4年法律第77号）及びこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

また、こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広い子ども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

#### ◆こども基本法の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の種類に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。





(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。</li> <li>■ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（子育てのプランの作成）等を担う。</li> <li>■ 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。</li> </ul>	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ	① 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）</li> <li>■ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等</li> </ul>
	② 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象</li> <li>■ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等</li> </ul>
	③ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象</li> <li>■ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等</li> </ul>
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	① 子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者が子どもと共に児童養護施設等に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。</li> <li>■ 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。</li> </ul>
	② 一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。</li> </ul>

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等





### (3) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策について、その概要は次のとおりです。

#### ◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となる子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象</li> <li>■ 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象</li> <li>■ 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外</li> </ul>
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施して差し支えない</li> <li>■ 実施方法については、一般型（在園児合同・専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない</li> <li>■ 対象となる子どもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する</li> <li>■ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する</li> </ul>

資料：こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要

#### ◆産後ケア事業の概要

	概要
根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産後ケアを必要とする者</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）</li> </ul>
実施方法等	(1) 宿泊型 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施</li> </ul>
	(2) デイサービス型 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施</li> </ul>
	(3) アウトリーチ型 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施</li> </ul>

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」





## 6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定にあたっては、子育てに関する地域活動団体をはじめ保護者・保育施設関係者、教育関係者などの委員で構成する「鶴田町子ども・子育て支援協議会」を設置し、委員から計画案に対する意見を求めるとともに、審議結果を計画に反映しました。

また、当町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年11月～12月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、サービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

さらに、計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民から得られた計画最終案に対する意見を精査しながら会議で協議し、計画書への反映に努めました。

## 7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。

また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うこととなっていることから、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた町域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

## 8 計画の対象について

計画の対象は生まれる前から乳幼児を経て、概ね18歳までの子どもとその家庭、地域住民、企業・団体としますが、「こども」の位置づけとして、国の「こども基本法」では心と身体の発達の過程にある人としており、必要な支援が年齢で途切れないよう、対象の年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を図ります。



..... 第2章 .....

子ども・子育て支援の  
現状と課題







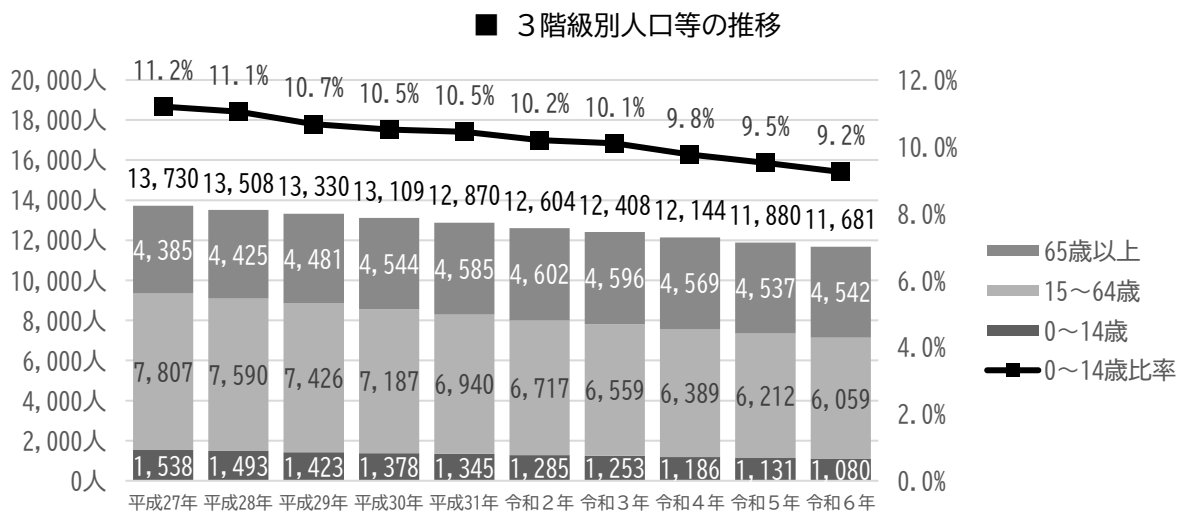
## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1 当町における人口と子ども人口の状況

#### (1) 人口と子ども人口の推移

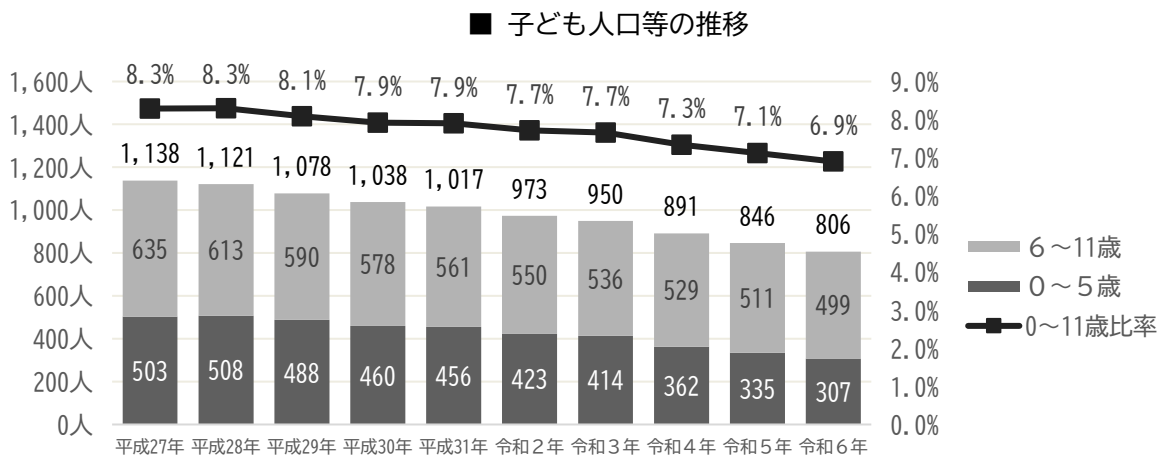
当町の総人口は、令和6年3月31日現在11,681人となっており、減少傾向で推移しています。

そのうち年少人口（0～14歳）は、令和6年3月31日現在1,080人となっており、総人口に占める比率（0～14歳比率）は9.2%で、減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子どものうち0～11歳人口は、令和6年3月31日現在806人となっており、人口、比率ともに減少傾向で推移しています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

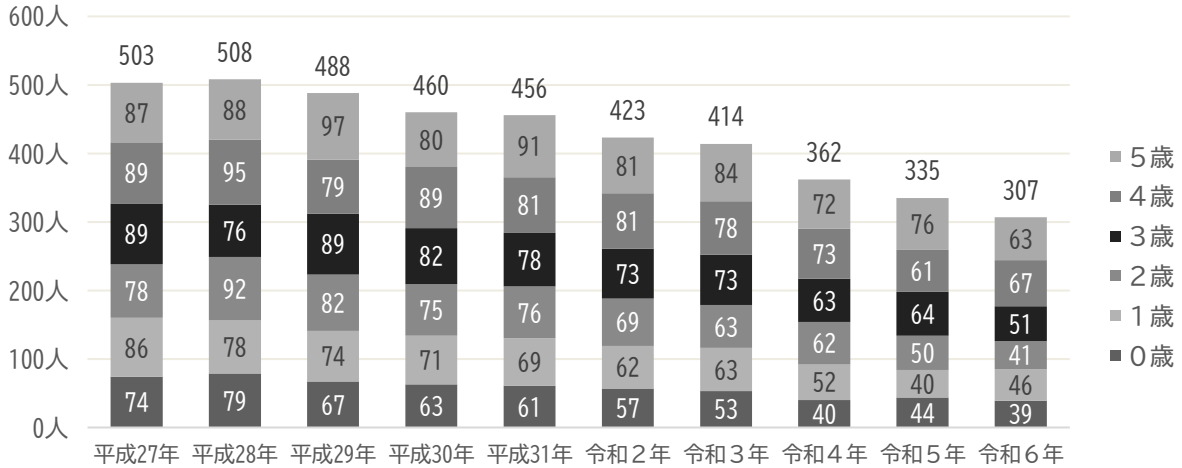
資料：住民基本台帳（各年3月31日）





さらに、就学前児童（0～5歳）は、令和6年3月31日現在307人となっており、平成27年比で200人近く減少しています。

■ 0～5歳児の人口推移

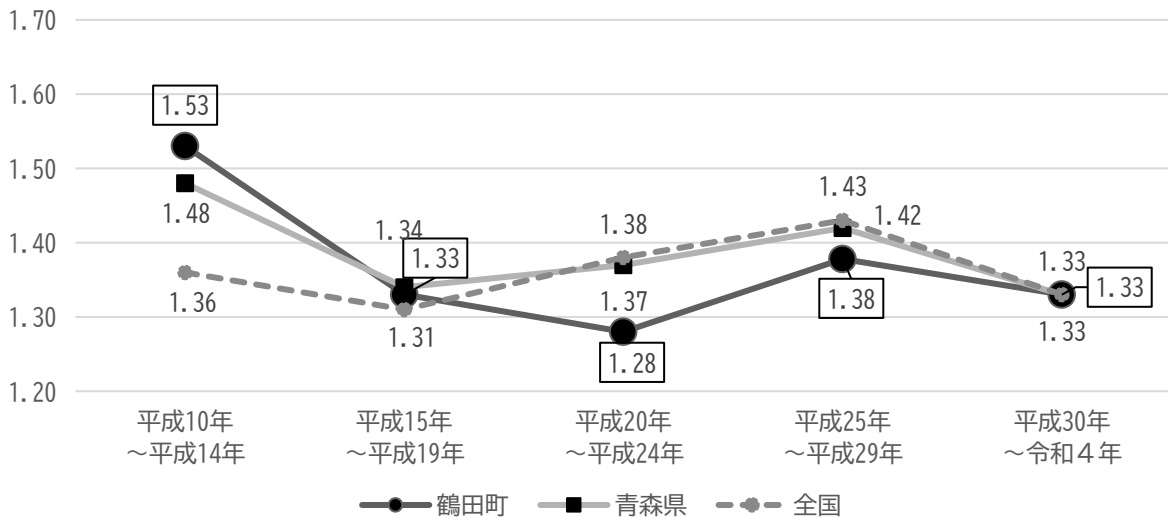


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## （2）合計特殊出生率※の推移

当町の合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均で1.33となっており、全国・県と同じ水準になっています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計の概況」

※出生数を人口で除して得られる普通出生率に対して、出生を男女別、年齢別、集団属性別などに細分化して観察した出生率を特殊出生率といいます。合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値をいい、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するものです。





## 2 子育て世帯の状況

### (1) 子育て世帯の推移

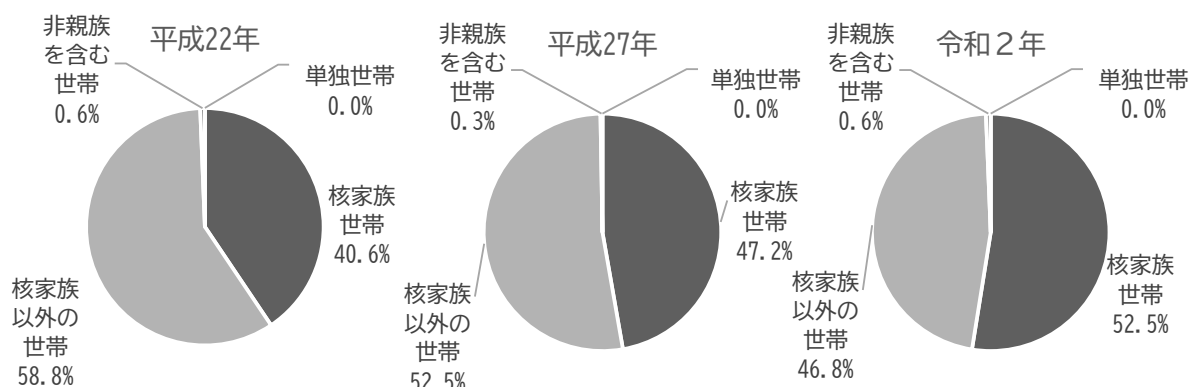
平成22年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯の総数は、平成22年の1,269世帯から令和2年には929世帯と、340世帯の減少となっています。

一方、総数に占める核家族世帯の比率は、平成22年の40.6%から令和2年には52.5%に上昇しており、核家族化が進行しています。

また、総数に占めるひとり親世帯（男親と子供から成る世帯及び女親と子供から成る世帯）の比率は、平成22年の7.2%から令和2年には9.9%に上昇しています。

■ 子育て世帯（18歳未満のこどもがいる世帯）の推移

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	1,269	100.0%	1,105	100.0%	929	100.0%
親族のみ世帯	1,261	99.4%	1,102	99.7%	923	99.4%
核家族世帯	515	40.6%	522	47.2%	488	52.5%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦と子供から成る世帯	424	33.4%	407	36.8%	396	42.6%
男親と子供から成る世帯	9	0.7%	8	0.7%	5	0.5%
女親と子供から成る世帯	82	6.5%	107	9.7%	87	9.4%
核家族以外の世帯	746	58.8%	580	52.5%	435	46.8%
非親族を含む世帯	8	0.6%	3	0.3%	6	0.6%
単独世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%



資料：国勢調査（各年10月1日）





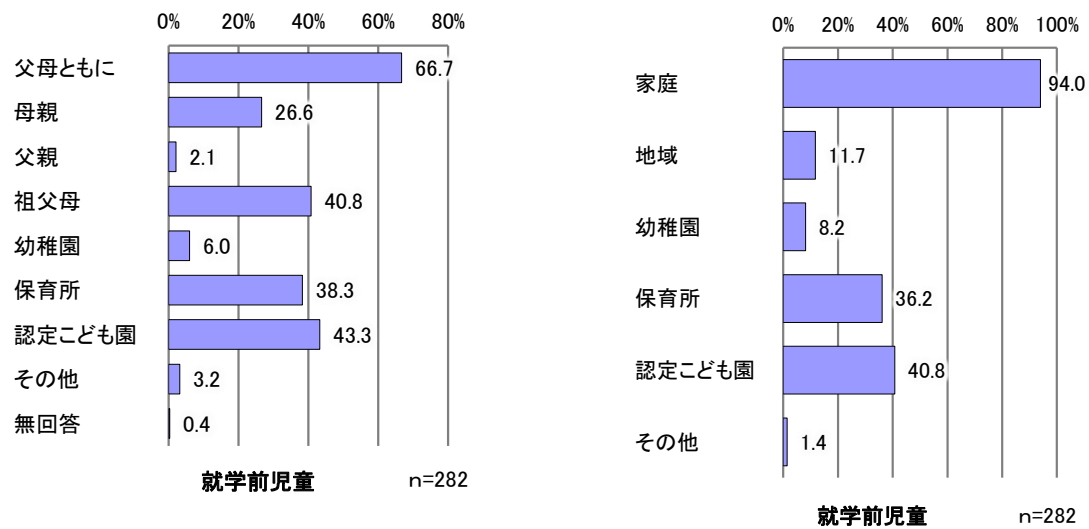
## (2) 保護者における子育ての状況

就学前児童の日常的に子育てに関わっている方は、「父母ともに」が最も高く66.7%、次いで「認定こども園」が43.3%、「祖父母」が40.8%となっています。

子育てに影響を与える環境は、「家庭」が最も高く94.0%、次いで「認定こども園」が40.8%、「保育所」が36.2%となっています。

### ■ 主な保育者の状況

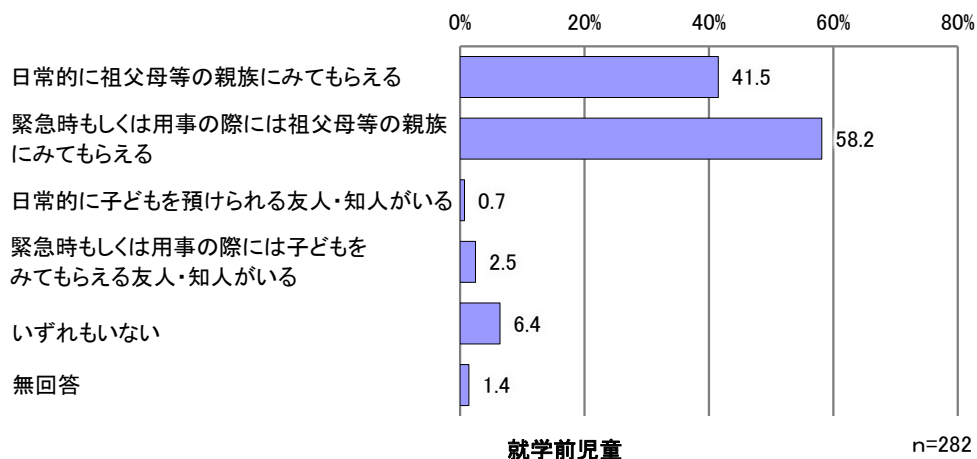
■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む） ■ 子育てに影響を与えると思う環境



資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

就学前児童の子育てに関する親族・知人等協力者の状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く58.2%、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が41.5%、「いずれもない」が6.4%となっています。

### ■ お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



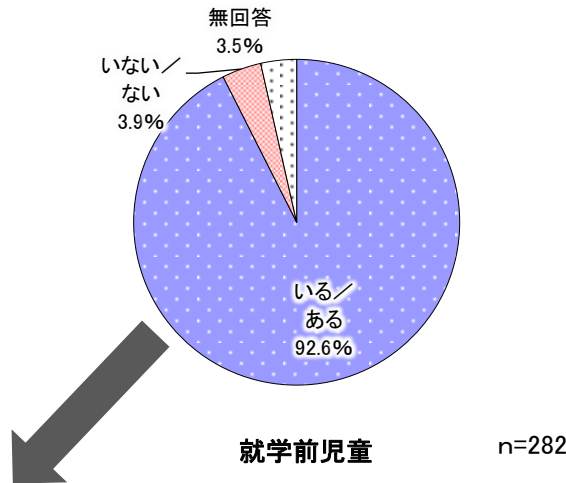


### (3) 子育てに関する相談者の状況

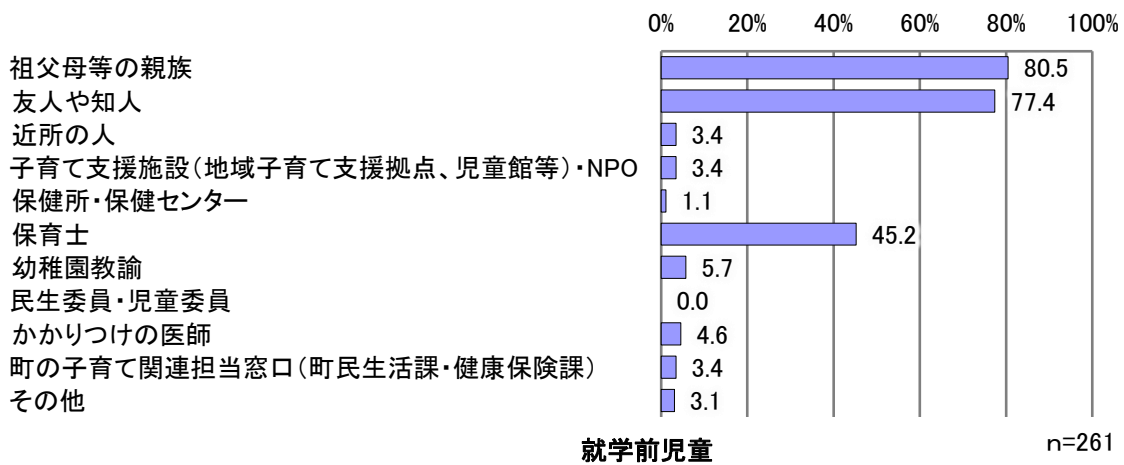
気軽に相談できる人の有無をみると、「いる／ある」が92.6%で、「いない／ない」が3.9%となっています。

気軽に相談できる相手の状況をみると、「祖父母等の親族」が最も高く80.5%、次いで「友人や知人」が77.4%、「保育士」が45.2%となっています。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人の有無



■ 気軽に相談できる相手



資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



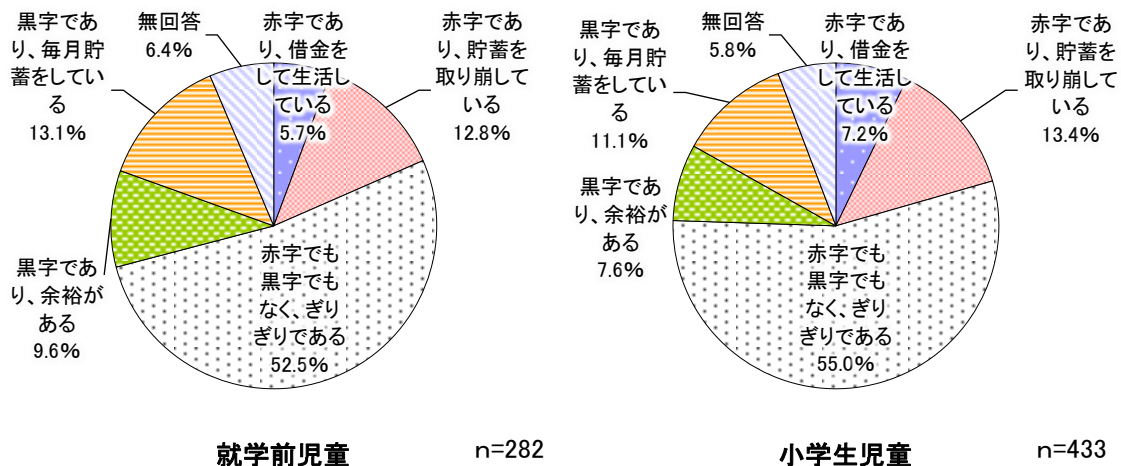


#### (4) 世帯の生活状況

子育て世帯の家計の状況を見ると、就学前児童の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が最も高く52.5%、次いで「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が13.1%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が12.8%となっています。

小学生の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が最も高く55.0%、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が13.4%、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が11.1%となっています。

■ 家庭の家計の状況

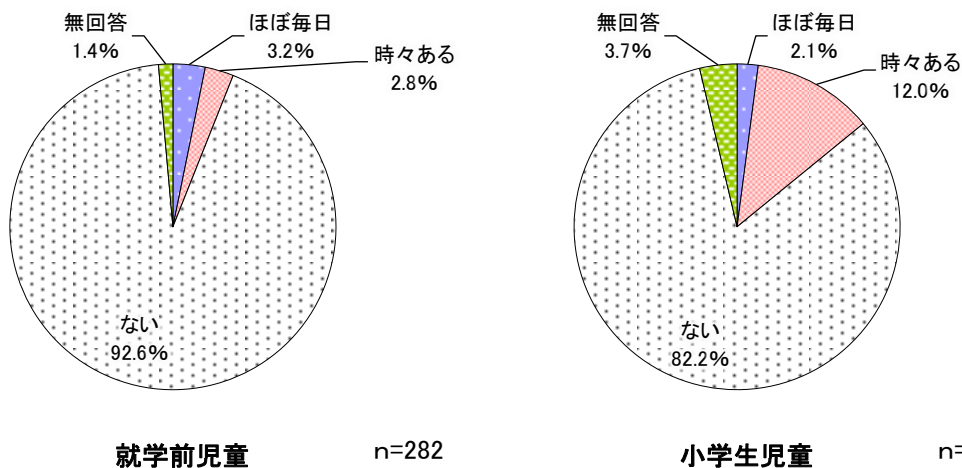


資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

平日の夕方から夜の時間帯に、子どもだけで過ごすことの有無については、就学前児童の家庭では、「ない」が最も高く92.6%、次いで「ほぼ毎日」が3.2%、「時々ある」が2.8%となっています。

小学生の家庭では、「ない」が最も高く82.2%、次いで「時々ある」が12.0%、「ほぼ毎日」が2.1%となっています。

■ 平日の夕方から夜の時間帯に、子どもだけで過ごすこと



資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



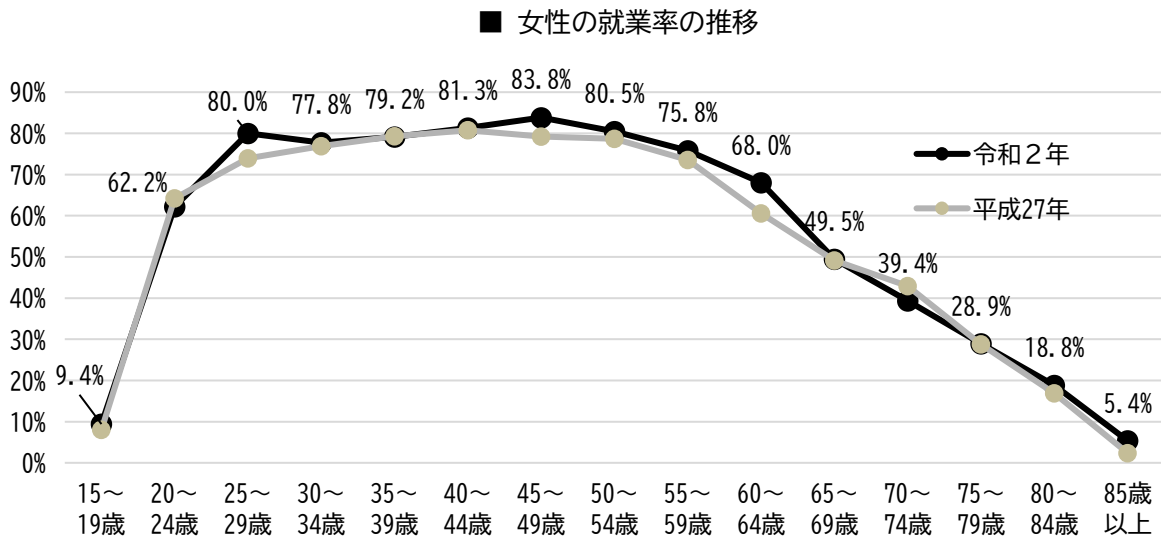


### 3 保護者の就業・育児休業制度利用の状況

#### (1) 女性の就業率の推移

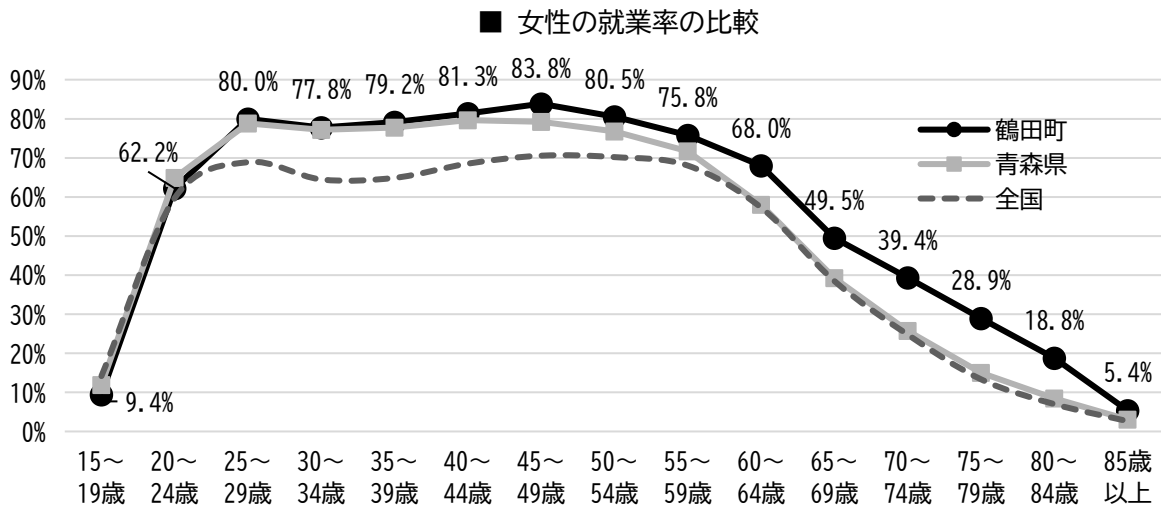
当町の女性の就業率は、20歳代後半では令和2年の率が平成27年を上回っているほか、40歳代後半から60歳代前半にかけて就業率の状況が見られます。

20歳代後半の就業率の上昇に伴い、平成27年には見られなかったいわゆるM字カーブ（結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する線形）の線形となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

当町の女性の就業率は、20歳代後半以降はいずれの年齢階級も青森県や全国を上回る水準となっています。



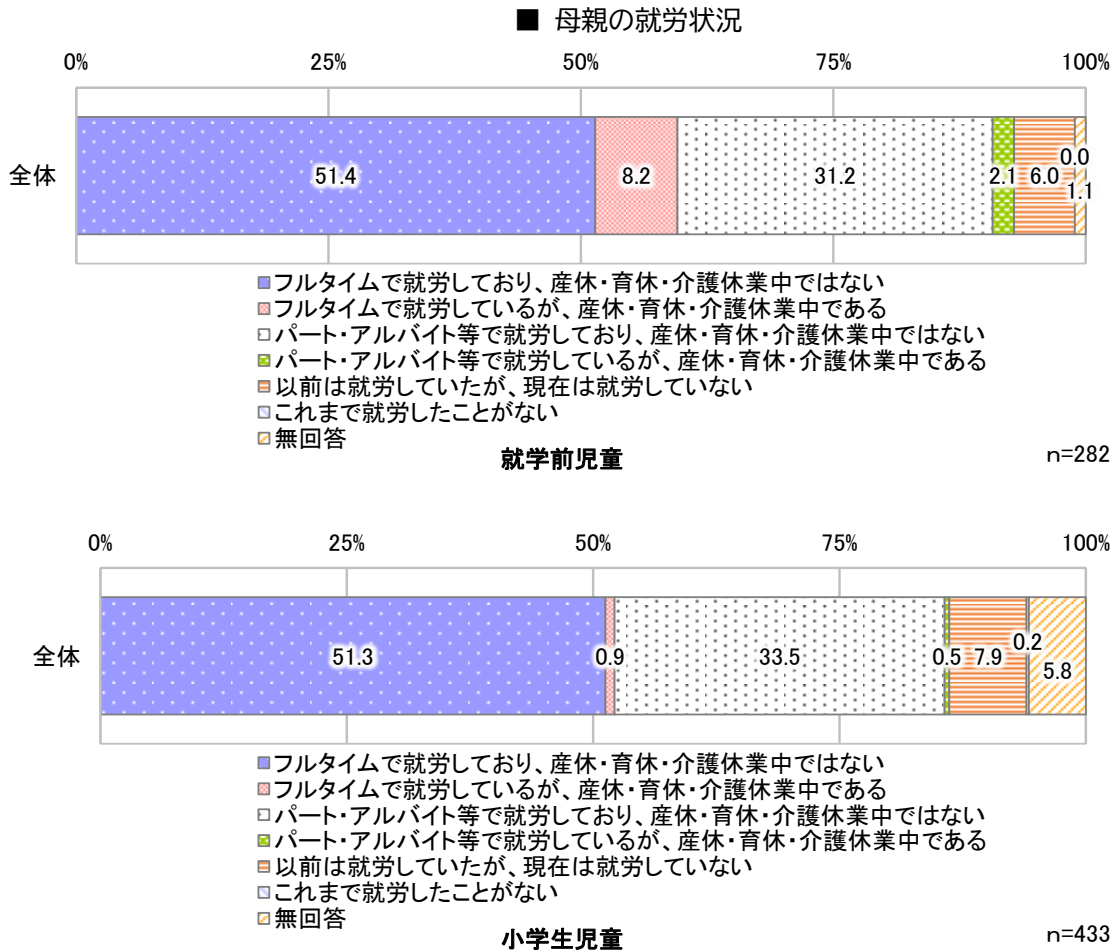
資料：国勢調査（各年10月1日）





## (2) 母親の就労状況・就労意向

母親の就労状況をみると、フルタイムでの就労の割合は、就学前児童保護者59.6%、小学生保護者52.2%となっています。



資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

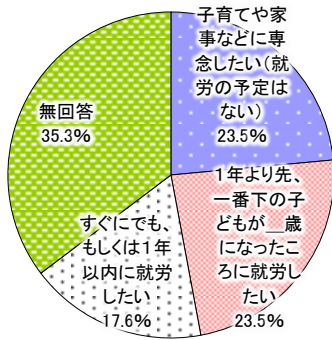
現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童の保護者では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」「1年より先、一番下の子どもが\_\_歳になったころに就労したい」が同率で最も高く23.5%、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が17.6%となっています。

小学生児童の保護者では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が最も高く37.1%、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が28.6%、「1年より先、一番下の子どもが\_\_歳になったころに就労したい」が11.4%となっています。



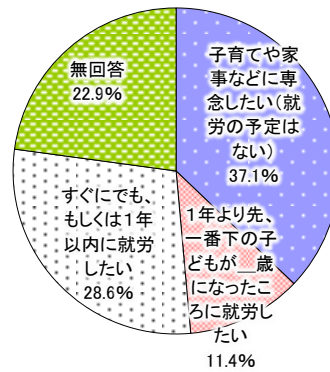


■ 就労していない母親の今後の就労希望



就学前児童

n=17



小学生児童

n=35

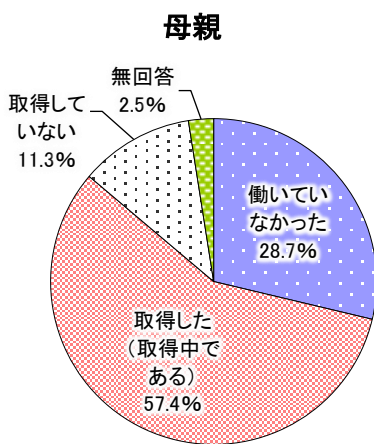
資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(3) 育児休業制度利用の状況

就学前児童の母親では、「取得した（取得中である）」が最も高く57.4%、次いで「働いていなかった」が28.7%、「取得していない」が11.3%となっています。

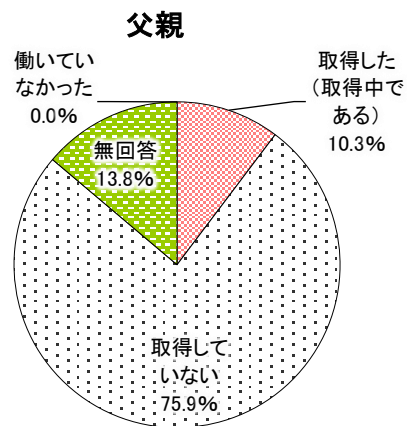
就学前児童の父親では、「取得していない」が最も高く75.9%、次いで「取得した（取得中である）」が10.3%となっています。

■ 育児休業制度の利用状況



就学前児童

n=282



就学前児童

n=282

資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）





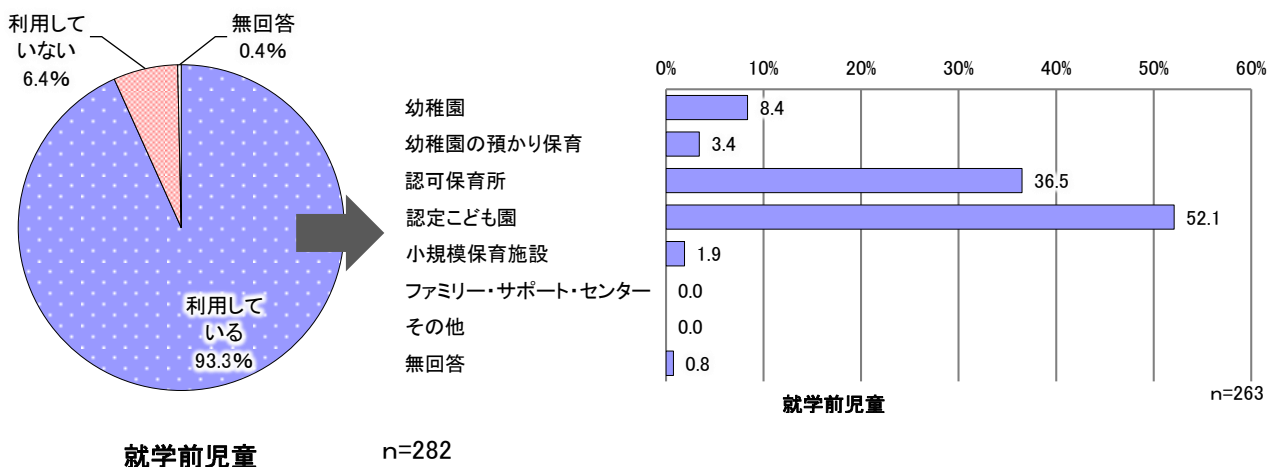
## 4 教育・保育、子育て支援事業の利用状況・利用意向等

### (1) 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用

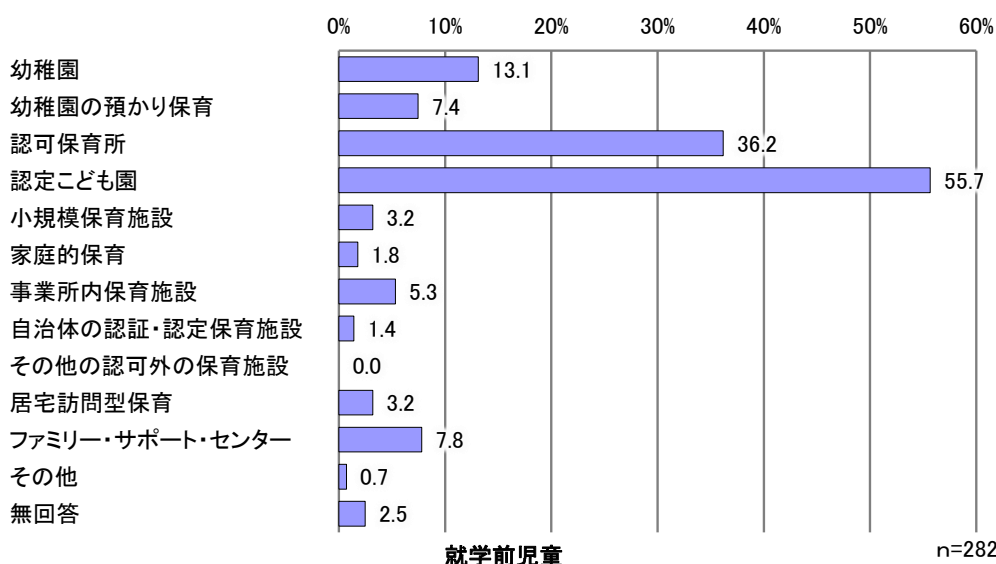
定期的な教育・保育事業を「利用している」が93.3%となっており、利用中の事業は、「認定こども園」が最も高く52.1%、次いで「認可保育所」が36.5%、「幼稚園」が8.4%となっています。

今後の利用意向は、「認定こども園」が最も高く55.7%、次いで「認可保育所」が36.2%、「幼稚園」が13.1%となっています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 定期的な教育・保育事業の利用意向



資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



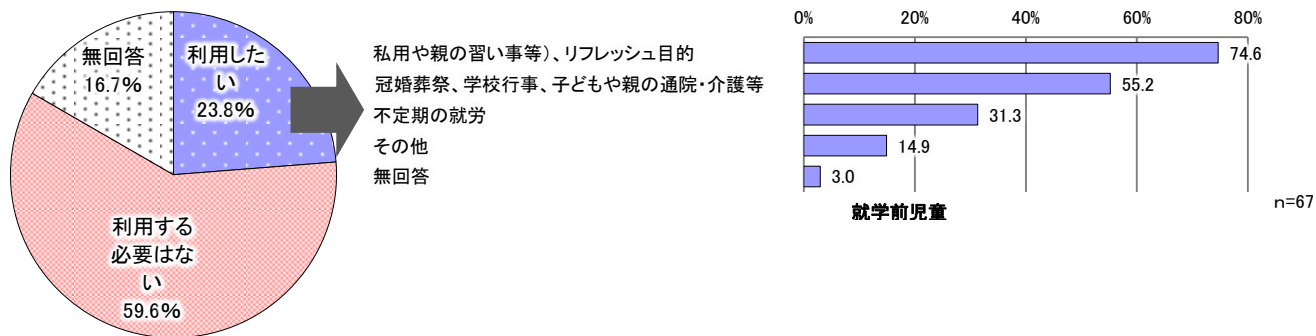


## (2) 一時保育事業の利用意向

一時保育事業の利用希望をみると、「利用したい」が23.8%となっています。

「利用したい」目的は、「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が最も高く74.6%、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院・介護等」が55.2%、「不特定の就労」が31.3%となっています。

### ■ 一時保育事業の利用希望とその目的



就学前児童

n=282

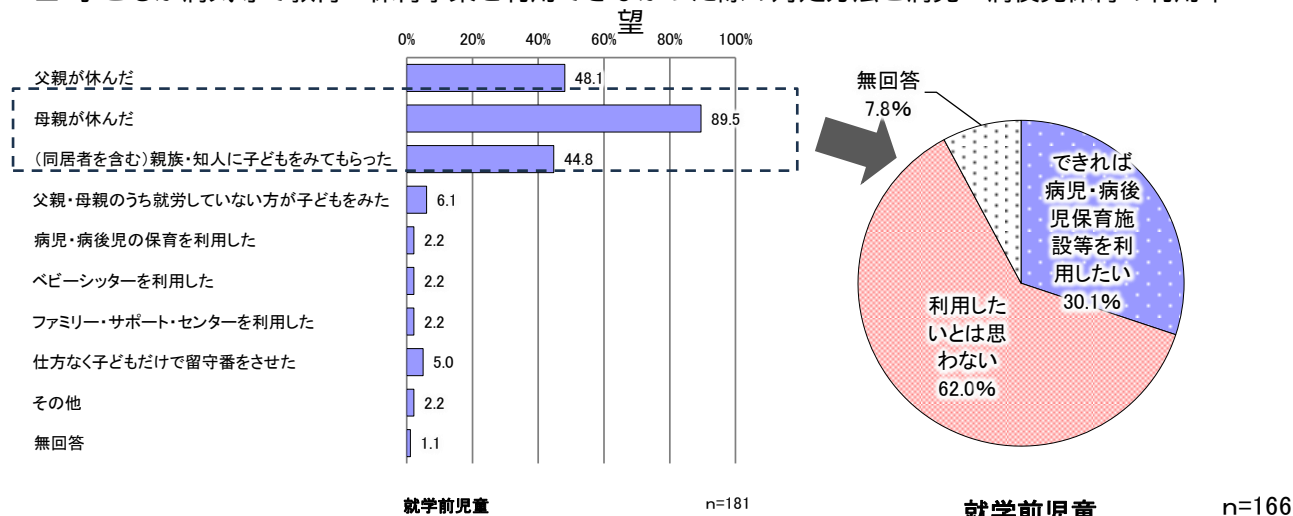
資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

## (3) 子どもが病気等の際の対処方法と病児・病後児保育の利用意向

子どもが病気等で教育・保育事業を利用できなかった際の対処方法をみると、「母親が休んだ」が最も高く89.5%、次いで「父親が休んだ」が48.1%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が44.8%となっています。

「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」という保護者については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が30.1%となっています。

### ■ 子どもが病気等で教育・保育事業を利用できなかった際の対処方法と病児・病後児保育の利用希望



就学前児童

n=181

就学前児童

n=166

資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

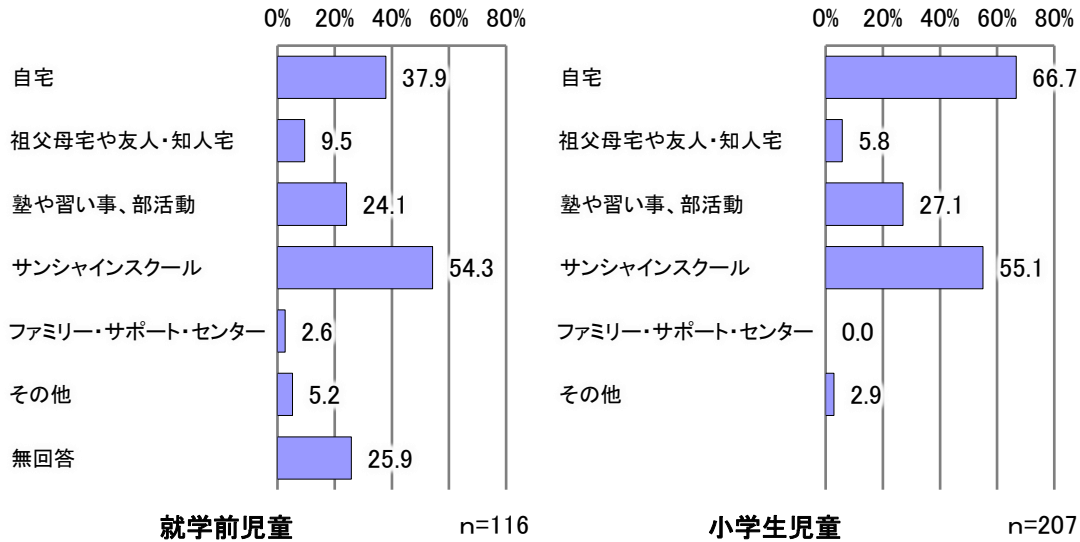




#### (4) 平日の放課後の過ごし方の意向

放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年の時期の利用は、就学前児童（5歳以上）では54.3%、小学生児童では55.1%が「サンシャインスクール」を希望しています。

■ 放課後の過ごし方の希望

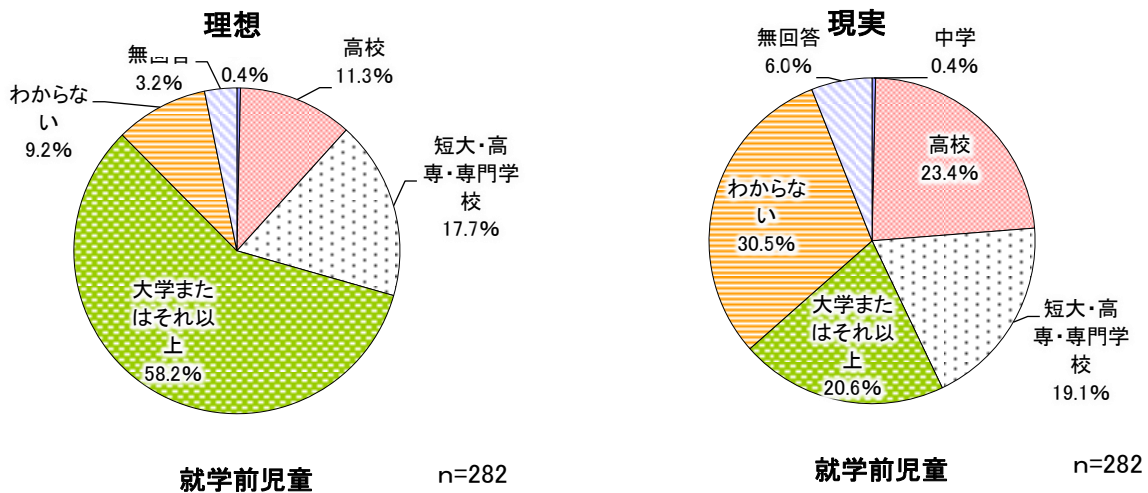


資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

#### (5) 子どもの教育に関する意向

子どもにどの段階までの教育を受けさせたいかを聞いたところ、就学前児童の保護者では、理想は「大学またはそれ以上」が最も高く58.2%、現実には「わからない」が最も高く30.5%、次いで「高校」が23.4%、「大学またはそれ以上」が20.6%となっています。

■ どの段階までの教育を受けさせたいかの理想と現実〈就学前〉



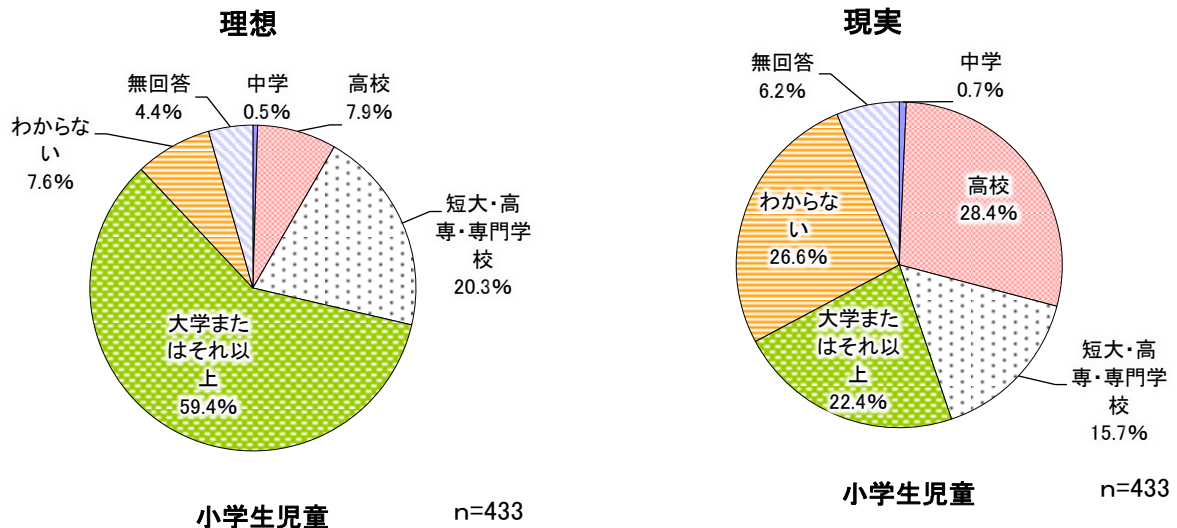
資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）





小学生児童の保護者では、理想は「大学またはそれ以上」が最も高く59.4%、現実には「高校」が最も高く28.4%、次いで「わからない」が26.6%、「大学またはそれ以上」が22.4%となっています。

■ どの段階までの教育を受けさせたいかの理想と現実〈就学前〉



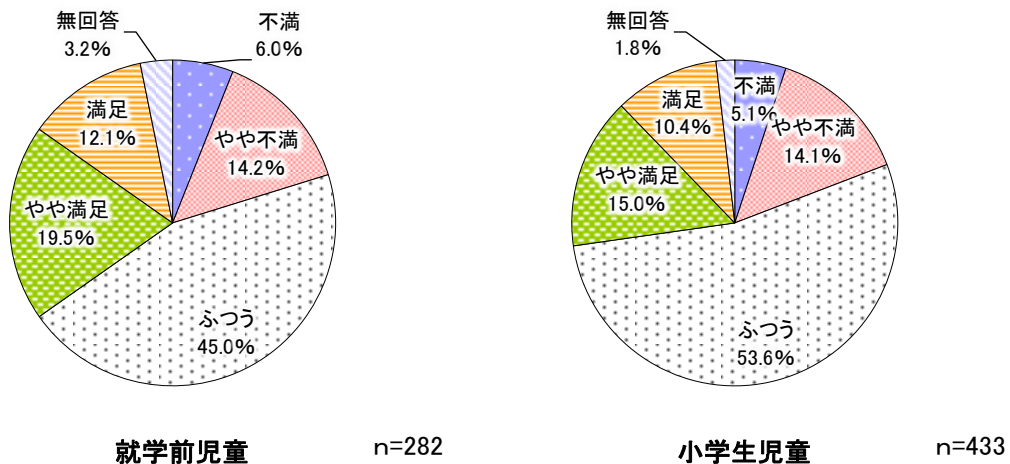
資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

## 5 子育ての環境や支援への満足度等

当町の子育て環境や支援に対する満足度をみると、就学前児童の保護者では、「ふつう」が最も高く45.0%、次いで「やや満足」が19.5%、「やや不満」が14.2%となっています。

小学生児童の保護者では、「ふつう」が最も高く53.6%、次いで「やや満足」が15.0%、「やや不満」が14.1%となっています。

■ お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度



資料：鶴田町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）





## 6 施策の進捗評価

第二期計画は、5つの基本目標と16施策73事業により構成され、進捗評価の結果として「目標達成」が53事業（72.6%）、「推進できた」が5事業（6.8%）、「実施中である」が8事業（11.0%）、「見直しが必要」が2事業（2.7%）、「未実施」が5事業（6.8%）となっています。

「見直しが必要」と評価した事業は、基本目標Ⅲの（1）における「英語教育推進委員会の開催」であり、小学校統合による内容の見直しが必要となっています。もう1事業は、基本目標Ⅴの（1）における「安全ネットワーク」であり、第二期計画では地区協議会の設置を方針として掲げましたが、現在は連絡協議会役員会を通じた連携により、交通安全や防犯の地区活動を実施しており、計画内容の見直しが必要です。

「未実施」の事業は、基本目標Ⅲの（2）における保育関係の3事業（「夜間保育」、「特定保育」、「病児・病後児保育」）と、基本目標Ⅳの（3）における「育児教室」、基本目標Ⅴの（2）における「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」であり、需要を把握しつつ実施の有無について検討を要する事業となっています。

■ 第二期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	73	53	5	8	2	5
基本目標Ⅰ 安心して子育てできる支援体制の充実	17	15	2	0	0	0
（1）ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	3	1	2	0	0	0
（2）子育て家庭の経済的負担の軽減	9	9	0	0	0	0
（3）障がい児への総合的な支援	5	5	0	0	0	0
基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくりの充実	6	3	1	2	0	0
（1）地域活動の活性化と人材の育成及び文化の継承	2	0	1	1	0	0
（2）家庭や学校、地域の力を集結し取り組める環境の育成	1	0	0	1	0	0
（3）子どもたちが交流や豊かな体験ができる場や機会の充実	3	3	0	0	0	0
基本目標Ⅲ 充実した保育・教育の総合的な提供	15	10	0	2	1	2
（1）質の高い幼児期の保育・教育基盤の確保	3	1	0	1	1	0
（2）子どもの状況に対応した保育・教育の提供	8	5	0	1	0	2
（3）保育士、幼稚園教諭の人材育成	2	2	0	0	0	0
（4）留守家庭児童のための放課後の居場所の充実	2	2	0	0	0	0
基本目標Ⅳ 健やかな子育てに向けた支援と朝ごはん運動の展開	24	19	1	3	0	1
（1）安心して産み育てるための相談・支援の充実	7	4	1	2	0	0
（2）子どもの健康を見守るための一貫した支援の充実	12	12	0	0	0	0
（3）早寝、早起き、朝ごはん運動の推進	5	3	0	1	0	1
基本目標Ⅴ 安全・安心誰もが笑顔のまちづくり	11	6	1	1	1	2
（1）安全・安心のまちづくりの確保	4	1	1	1	1	0
（2）児童虐待防止に関する連携強化	7	5	0	0	0	2
（3）子育て世帯用住宅の整備	3	3	0	0	0	0





## 7 当町における子ども・子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「鶴田町第二期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 ニーズに対応した教育・保育、子ども・子育て支援の充実

---

当町では、女性の就業率が県や全国の水準よりも高く、ニーズ調査では、就労していない就学前児童の保護者の約2割(17.6%)、小学生児童の保護者の約3割(28.6%)が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という希望を持っています。

また、定期的な教育・保育事業の利用意向は、就学前児童の保護者の約6割(55.7%)が「認定こども園」を希望しており、女性の就業率の上昇を見据えつつ、ニーズに対応した乳幼児期の教育・保育の充実を図る必要があります。

一方、令和8年度より全国すべての自治体で「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が開始される予定となっており、保護者の就労有無を問わない子ども・子育て支援の取り組みが求められているほか、障がい児や医療的ケア児、外国人児童への配慮など、多様化する教育・保育や子育て支援のニーズへの対応が求められます。

### 課題2 出産から育児まで切れ目なく対応する相談体制の充実

---

当町では、妊娠届出時の面接から家庭訪問による支援、各種健康診査等を通じて、妊産婦や子どもの健康の確保や子育て支援を行っているほか、子ども健康課内に「こども家庭センター」を設置し、妊産婦や乳幼児に対して、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援しています。

一方、当町では、子育て世帯における核家族化が進行しており、ニーズ調査では、親族や知人などの子育ての協力者が「いずれもない」という就学前児童の保護者が6.4%、気軽に相談できる相手が「いない/ない」という保護者が3.9%と、孤立した子育て環境にいる保護者がいる状況です。

全国的に虐待に関する相談件数が過去最多を更新する中、母子や子どもの孤立を防ぐとともに、不安や悩みを抱える保護者に対して、相談窓口の周知徹底とともに、今後も出産から育児まで切れ目なく相談に対応する支援体制の強化が求められます。

### 課題3 放課後児童クラブ(サンシャインスクール)の充実

---

「サンシャインスクール」については、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者のいずれも、半数以上の保護者が低学年時期の利用を希望しており、子どもの放課後の安全な居場所として、また、子どもの成長に繋がる居場所として、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。





#### 課題4 子どもたちや保護者同士の交流や様々な体験活動の促進

---

当町の年少人口は総人口の1割を下回り、年々少子化が進行しており、子ども同士や保護者同士の交流の機会が減少し、子ども・子育ての孤立化や様々な体験機会の減少が懸念されます。

このような少子化や核家族化が進行を踏まえて、家庭の教育力向上のための取り組みが求められるほか、子どもたちの社会性などを育むため、地域と連携して子どもの年齢や発達の程度に応じた多様な体験機会の充実が求められます。

#### 課題5 要保護・要支援の子どもとその家庭への支援の充実

---

当町では、要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関が連携し、児童虐待の防止に向けた取り組みを進めているほか、ひとり親家庭等への支援、障がい児等への相談・支援等、要保護・要支援の子どもとその家庭への支援を図っています。

今後も、すべての子どもとその家庭が自立した生活を送れるよう、関係機関や庁内の部署が連携して、社会問題として顕在化しているヤングケアラーへの対応を含め、困難な状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化するとともに、必要な支援の充実が求められます。

また、ニーズ調査結果を見ると、就学前児童、小学生児童のいずれの世帯も約2割が家計の状況が“赤字”と回答しているほか、子どもにどの段階までの教育を受けさせたいかの理想は、就学前児童の保護者、小学生の保護者のいずれも「大学またはそれ以上」が最も高い一方、現実には「大学またはそれ以上」が20%台となっており、理想と現実にはギャップが見られます。

子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境整備とともに、教育の機会均衡等を図るための支援を図る必要があります。



..... 第3章 .....

計画の基本的な考え方







## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念等

当町では、これまで、第二期計画に基づき次代を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進してきました。

本計画において、当町の子ども・子育て支援を推進するにあたり、第6次鶴田町総合計画の全体の柱である“若い世代から選ばれるまちづくり”を実現するために、基本政策の一つとしている“親も子ものびのびと成長していくまちづくり”の方向性を踏まえ、「親と子の 笑顔あふれるまち つるた」を基本理念とします。

この基本理念の実現に向けて、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進します。

《基本理念》

**親と子の 笑顔あふれるまち つるた**





## 2 計画の基本目標

### 基本目標Ⅰ 安心して子育てできる支援体制の充実

---

保育体験や育児講座、育児サークルへの支援など、安心して子どもを産み育てるための親育ちの取り組みとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減、障がい児とその家庭への支援等を通じて、安心して子育てできる支援体制の充実を目指します。

### 基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくりの充実

---

地域の社会資源（人材・施設など）を活用したネットワークづくりとともに、子どもたちの交流や体験のための取り組みを推進し、地域全体で子育てを支える子育てしやすい地域環境づくりの充実を目指します。

### 基本目標Ⅲ 充実した教育・保育、子ども・子育て支援の総合的な提供

---

地域における教育・保育や子ども・子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況に関わらず、すべての子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援を総合的に提供することを目指します。

### 基本目標Ⅳ 健やかな子育てに向けた支援と朝ごはん運動の展開

---

子どもを安心して産み育てることができ、子どもが健やかに成長できるよう、切れ目のない相談支援の充実や早寝、早起き、朝ごはん運動の推進をはじめ、妊娠・出産と子どもの成長・発達を一貫した体系のもとで支援することを目指します。

### 基本目標Ⅴ 安全・安心誰もが笑顔のまちづくり

---

住環境や交通環境等の整備とともに、交通安全教育や犯罪の未然防止、また、関係機関の連携強化による児童虐待防止に取り組み、子どもや子育て家庭が安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。





### 3 施策の体系図

《基本理念》





《基本理念》

親と子の  
笑顔あふれるまち  
つるた

基本  
目標  
Ⅳ  
健やかな子育てに  
朝ごはん運動の展開  
に向けた支援と

基本施策1 安心して産み育てるための相談・支援の充実

- ①子育て支援センター ②子育て相談支援 ③子育てなんでも相談
- ④子育て相談日 ⑤妊婦及び産婦の喫煙予防 ⑥思春期教室
- ⑦喫煙予防教室 ⑧産後ケア事業 ⑨出産・子育て応援金事業
- ⑩こども家庭センター運営事業

基本施策2 子どもの健康を見守るための一貫した支援の充実

- ①親子リフレッシュタイム ②妊娠届出時面接 ③妊婦訪問指導
- ④乳児家庭全戸訪問 ⑤乳児健康診査
- ⑥7か月児健康相談
- ⑦1歳6か月児健康診査 ⑧1歳6か月児歯科健康診査
- ⑨2歳6か月児歯科健康診査 ⑩3歳児健康診査
- ⑪3歳児歯科健康診査 ⑫幼児個別フッ素塗布への補助
- ⑬むし歯0本児の表彰 ⑭乳児期から高校生相当までの定期予防接種
- ⑮インフルエンザ任意予防接種への助成
- ⑯小学生向けSOSの出し方教室

基本施策3 早寝、早起き、朝ごはん運動の推進

- ①乳幼児期からの基本的な生活習慣形成のすすめ
- ②むし歯予防指導 ③子どもの食生活等状況調査
- ④児童生徒の調理実習（朝ごはん推進事業）

基本  
目標  
Ⅴ  
安全・安心誰もが  
笑顔の  
まちづくり

基本施策1 安全・安心のまちづくりの確保

- ①安全ネットワーク ②安全パトロール ③子どもの安全教室
- ④安全・安心な遊び場の整備

基本施策2 要保護・要支援家庭への支援と児童虐待防止に関する連携強化

- ①相談支援機関の紹介・啓発 ②鶴田町要保護児童対策地域協議会
- ③養育支援訪問事業 ④子育て世帯訪問支援事業
- ⑤児童育成支援拠点事業 ⑥親子関係形成支援事業
- ⑦子育て短期支援事業

基本施策3 子ども・子育て支援に関する情報提供の充実

- ①広報誌での情報提供 ②子育て支援センターの広報活動
- ③ホームページ情報整備

子どもの  
貧困対策

- (1) 教育の支援  
幼児教育・保育の無償化、保育等副食費支援事業、就学援助、教育支援センター、フドリパー留学生留学参加助成金・・・等
- (2) 生活の安定に資するための支援  
ひとり親家庭等医療費助成事業、生活困窮者自立相談支援事業、こども家庭センター運営事業・・・等
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援  
ひとり親家庭等就業・生活支援事業、生活困窮者自立相談支援事業【再掲】、放課後児童健全育成事業・・・等
- (4) 経済的支援  
生活保護、児童扶養手当、出産・子育て応援交付金事業、誕生祝金・・・等



..... 第4章 .....

子育てに関する施策の展開







## 第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が令和6年に一部改正され、有効期限が令和17年3月31日まで延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正されました。

当町では、この指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。

今般、第二期計画の期間満了に伴い、必要な見直しを行い、令和7年度からの5か年を期間とする本計画において、改正後の指針に基づく当町に必要な施策を盛り込みました。

また、第二期計画に基づく関連事業について、その進捗評価を行い、必要に応じて事業内容の見直しを行いました。事業の評価ランクは、以下のとおりです。

### ◆ 各推進施策での施策評価指標 ◆

- 「A」：目標達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

※町独自で行っている事業や重点事業については表の事業名に色をつけて（網掛けして）表示しています。





## 基本目標Ⅰ 安心して子育てできる支援体制の充実

### 現状と課題

- 少子化や核家族化の進行に伴い、子育て家庭においては育児に関する不安の増大や地域社会からの孤立が懸念される状況であり、親が子どもの個性を尊重しながら自信を持って子育てできるよう、妊娠前や妊娠中から必要な知識の習得や仲間づくりを支援することが必要です。
- 物価の上昇等を背景として、子育てに要する費用への負担感が大きくなっており、子育て家庭に対する経済的支援の重要性が増しています。
- 障がいのある子どもを育てている家庭をはじめ、特別な配慮や支援を必要とする子どもとその保護者に対して、早期の支援とともに、保育における受け入れ体制の確保など、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進する必要があります。

### 今後の方策

#### 基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

- ワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、親として子育てに自覚を持てるよう、乳幼児とふれあう機会などの体験機会の提供とともに、子育てに関する知識や情報を提供します。
- 子育て中の親子が自主的に集まり、遊びや情報交換などを通して交流を行っている子育てサークルの活動を支援します。

事業名	内容	第二期評価	担当課
①大人の保育体験	鶴田町子育て支援センターで、父母、祖父母等を対象として実施しています。	B	鶴田町子育て支援センター
②育児講座等の開催	育児に関する講座を開催しています。	A	鶴田町子育て支援センター
③育児サークルへの活動支援	育児サークル「スマイルズ」・・・楽器の演奏に興味のある方々が集い結成されたサークルです。 つるた乳幼児園「にじのホール」で毎月第1月曜日6時から全体練習を行い活動しています。	B	鶴田町子育て支援センター





## 基本施策2 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 出産や健康診査、医療にかかる経済的な負担の軽減策を継続します。
- 保育にかかる費用の負担軽減に関する町独自の取り組みをはじめ、子育てにかかる負担軽減に努めます。
- 各種補助・助成制度の周知を図り、活用を促進します。

事業名	内容	第二期 評価	担当課
①出産・子育て応援交付金事業（出産・子育て応援給付金）	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう伴走型相談支援と経済的支援を行います。 伴走型相談支援として、妊娠届出時・妊娠8か月前後・出産後の保健師による面談（アンケート）を受けた方に産後応援給付金5万円、子育て応援給付金5万円を支給します。令和7年度からは妊婦のための支援給付事業として実施します。	A	子ども健康課
②不妊治療、不育症治療費の助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するために不妊治療等に要する費用の一部を助成します。	A	子ども健康課
③妊婦委託健康診査への補助	妊婦委託健康診査の受診票を14回分交付しています。さらに多胎妊婦には7回分を追加交付しています。	A	子ども健康課
④妊婦歯科健康診査への補助	平成27年度3月から妊婦委託歯科健康診査の受診票を1回分交付しています。	A	子ども健康課
⑤風しん感染予防補助	妊婦に対する風しん感染予防のため、風しん抗体検査及び風しんワクチン接種に要した費用を補助しています。	A	子ども健康課
⑥産婦健康診査への補助	令和6年度から産婦健康診査の受診票を2回分交付しています。	A	子ども健康課
⑦未熟児養育医療	入院養育が必要な場合に、必要な医療費を給付しています。	A	子ども健康課
⑧ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	妊産婦が治療、出産、お子さんの面会等のために周産期母子医療センターへ入院又は通院する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成します。	A	子ども健康課
⑨新生児聴覚スクリーニング検査への補助	令和5年度から新生児聴覚スクリーニング検査の受診票を交付しています。初回検査と確認検査が対象です。	A	子ども健康課
⑩1か月児健康診査への補助	1か月児健康診査の受診票を1回分交付しています。	A	子ども健康課
⑪幼児個別フッ素塗布への補助	1歳6か月児健康診査と2歳6か月児歯科健康診査の際に、各健診間に町内歯科医院で使用できる個別フッ素塗布受診票を1回分交付します。	A	子ども健康課
⑫インフルエンザ任意予防接種への助成	小学生から高校生相当に対し、感染症予防として接種費用の一部を助成しています。	A	子ども健康課 教育委員会





事業名	内容	第二期 評価	担当課
⑬誕生祝金	令和4年度から出生児1人につき10万円を支給しています。	A	住民環境課
⑭乳幼児医療費給付事業	0歳から就学前児童を対象に入院・通院の医療費を給付しています。	A	子ども健康課
⑮保育料軽減	第3子以降の3歳未満児の保育料を青森県及び鶴田町保育料軽減事業にて軽減しています。	A	子ども健康課
⑯子ども医療費給付事業	平成27年度から小学校児童を、令和2年10月より中学校生徒を、令和4年6月より高校生を対象に入院・通院の医療費を給付しています。	A	子ども健康課
⑰奨学金制度	鶴田町奨学金貸与基金を設置しています。高等学校・高等専門学校・短期大学・大学に入学及び在学中の者に対して、1人につき月額50,000円の範囲内で貸与しています。	A	教育委員会
⑱幼児教育・保育の無償化事業	令和元年10月から3歳～5歳児クラスのすべての子ども及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児クラスの子どもの利用料について、無償化を実施しています。	A	子ども健康課
⑲保育等利用者負担額支援事業	令和2年6月～令和3年3月及び令和4年度以降0歳～2歳児クラスの子どもの保育料について、無償化を実施しています。	A	子ども健康課
⑳保育等副食費支援事業	令和2年6月以降3歳～5歳児クラスの子どもの副食費実費徴収額について、無償化を実施しています。	A	子ども健康課
㉑子育て支援学校給食費無償化事業	令和2年6月より対象児童・生徒の給食費を無償化しています。	A	学校給食センター
㉒小中学校修学旅行費助成事業	小中学校等が実施する修学旅行の際に、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援するため、保護者が負担する修学旅行に要する経費に対し助成しています。	A	教育委員会
㉓小中学校新入学準備費用助成事業	小中学校等に係る新入学準備費用について保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援するため、保護者が負担する新入学準備費用に対し助成しています。	A	教育委員会





### 基本施策3 障がい児への総合的な支援

- 心身の発育・発達や障がいなどの心配があるこどもについて、適切な訓練や療育、相談につながるよう、保育所、相談支援事業所、児童相談所等との関係機関との連携強化を図ります。
- 心身の発育・発達に特性や障がいのあるこどもの地域社会への参加とインクルージョンを推進し、鶴田町障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障がいや発達の特性を早期に把握し、適切な支援・サービスにつなげ、切れ目ない支援体制の構築に努めます。

事業名	内容	第二期評価	担当課
①相談支援機関の紹介・啓発	乳幼児の発育・発達障がい等に関する相談に応じ、相談支援機関の紹介をします。	A	子ども健康課
②障がい児保育	現在つるた乳幼児園1か所にて実施しています。当町の障がい児保育事業は、保育の必要がある中程度及び軽度の心身障がい児を対象としています。具体的に対象となる児童はおおむね4歳以上の知的障がい児、身体障がい児等で1か所あたり2名以上、定員の1割程度を限度としています。	A	子ども健康課
③乳児健康診査	毎月、4か月児又は10か月児の身体計測、医師診察、離乳食試食、発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	A	子ども健康課
④1歳6か月児健康診査	年4回、身体計測、医師・歯科医師診察、フッ素塗布、むし歯予防指導、発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	A	子ども健康課
⑤3歳児健康診査	年4回、身体計測、医師・歯科医師診察、尿検査、目の検査、耳の検査、フッ素塗布、むし歯予防指導、発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	A	子ども健康課
⑥障がい児相談支援	障がいのある児童または保護者の意向を踏まえ、サービス利用計画を作成し、適切なサービスが受けられるよう支援します。	—	福祉介護課
⑦保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	—	福祉介護課
⑧放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。	—	福祉介護課
⑨児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	—	福祉介護課





## 基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくりの充実

### 現状と課題

- 当町では、「鶴田町教育施策の大綱」（令和6年8月7日）に基づき、「～親も子どものびと成長していくまちづくり～」を目指して、子育て環境の充実や学校教育環境の整備等を進めています。
- 学校と地域・家庭が連携、協働し、子育てしやすい環境づくりの充実を進める必要があるとともに、互いを思いやり、互いを認め合い、多様な価値観を受け入れ、多様性を尊重し合い、心豊かで個性あふれる子どもが育つ教育環境づくりの充実が求められます。

### 今後の方策

#### 基本施策1 地域活動の活性化と人材の育成及び文化の継承

- 地域住民等と学校が協力して行う学校運営を通じて、郷土に誇りを持ち、想像力豊かで、新しい時代を主体的に切り開くことのできる人づくりを図ります。
- 保護者の教育への関心とともに、家庭学習を推進します。

事業名	内容	第二期評価	担当課
①学校・家庭・地域連携総合推進事業	令和2年4月に地域住民等と学校が協力し学校運営に取り組み、地域と学校が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の協働本部を設置、令和5年8月には「コミュニティスクール」を開設しており、地域と学校の連携、人材の育成、活性化を図り、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えています。 今後は、「地域学校協働活動」と「コミュニティスクール」と一体で実施し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していきます。 また、獅子舞等の郷土文化伝承活動を実施しており、文化伝承の保存、継承に努めています。	B	学校・家庭・地域連携総合推進会議（教育委員会）
②家庭学習の推進	保護者自身が教育へ関心を持ち、子どもの家庭学習への関わりを持つようにしていきます。	C	教育委員会





## 基本施策2 家庭や学校、地域の力を集結し取り組める環境の育成

○教育・保育施設の設備を有効活用し、家庭や学校、地域が連携した活動を推進します。

事業名	内容	第二期 評価	担当課
①園庭・校庭の開放利用	学校事業に影響のない限り、校長の権限により校庭が開放されています。保育所(園)の運動会は、校庭や体育館が利用されています。 学校と学校協議会が連携して、地域の方から昔の遊びを伝承していただく「親子ふれあい3世代まつり」を教室で実施しています。 体育館で保護者によるチャリティバザーを開催しています。	C	教育委員会

## 基本施策3 子どもたちが交流や豊かな体験ができる場や機会の充実

○子どもたちの生きる力を地域社会全体で育てていくため、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ、地域の教育資源を活用した多様な地域活動や体験活動の充実を図ります。

事業名	内容	第二期 評価	担当課
①小中校生、大人のふれあい体験	鶴田町子育て支援センターで毎週土曜日、午前中に実施しています。子どもたちと遊んだり、生活援助(おむつ交換、授乳、食事の世話等)を体験します。	A	鶴田町子育て支援センター
②親子保育体験	近所に同年齢の子どもがいない、遊ぶ場所がないといった方等を対象に、親子で同じグループの中に入って遊べる、親子保育体験を実施しています。 ・妊婦・乳児(0歳児)親子保育体験 毎月第3火曜日、午前9時30分～11時 ・幼児(1～5歳児)親子保育体験 休日を除く毎日、 午前9時30分～11時30分	A	鶴田町子育て支援センター
③公民館等の利用	公民館は、①子ども会活動の一環として行うジュニアリーダーの研修や、②図書室として利用されています。	A	教育委員会





## 基本目標Ⅲ 充実した教育・保育、子ども・子育て支援の総合的な提供

### 現状と課題

- 共働き家庭の増加等に伴い、3歳未満児の保育をはじめ、多様なニーズに対応した教育・保育や子ども・子育て支援サービスの充実が求められています。
- 令和8年度から全国すべての市町村で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっているなど、保護者の就労の有無に関わらず、子どもや子育て家庭を支援する取り組みの充実が求められている状況です。

### 今後の方策

#### 基本施策1 質の高い乳幼児期の教育・保育基盤の確保

- 教育・保育を一体的に提供する認定こども園の推進を図り、乳幼児期における保育・学校教育の提供機関の確保と質の向上に向けた取り組みに努めます。

事業名	内容	第二期評価	担当課
①幼保連携型認定こども園の推進	幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を推進しています。	C	子ども健康課
②乳幼児期からの絵本の読み聞かせの推進	4か月児健康診査、3歳児健康診査時に絵本配布を行っています。	A	子ども健康課

#### 基本施策2 子どもの状況に応じた教育・保育、子ども・子育て支援の提供

- 保護者のニーズに対応した教育・保育サービスの充実を図ります。
- 保護者の働く形態の多様化に対応した、乳児保育、延長保育、一時預かりを実施するほか、令和8年度より開始する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、実施体制の確保を進めます。

事業名	内容	第二期評価	担当課
①通常保育	認定こども園・保育所（園）は6か所（私立6）です。開所時間：7時～18時	A	子ども健康課
②延長保育	認定こども園・保育所（園）6か所にて実施しています。うち、5か所が18時から19時まで、1か所が18時から20時まで保育を行っています。	A	子ども健康課
③休日保育	認定こども園・保育所（園）4か所にて実施しています。	A	子ども健康課
④一時預かり	幼稚園型は幼稚園及び認定こども園3か所にて、一般型は認定こども園2か所にて実施しています。	A	子ども健康課





事業名	内容	第二期 評価	担当課
⑤病児・病後児保育	現在、圏域利用での体制が整っており、利用に関する周知を行うとともに、ニーズに応じて実施の検討を行います。	C	子ども健康課
⑥乳児保育	認定こども園・保育所（園）6か所すべてで実施しています。	A	子ども健康課
⑦乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握しつつ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。本事業は令和8年度より実施します。	—	子ども健康課

### 基本施策3 保育士、幼稚園教諭の人材育成

○教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有する勉強会の開催をはじめ、保育士と幼稚園教諭、その他関係者による情報共有・情報交換の取り組みを推進します。

事業名	内容	第二期 評価	担当課
①保育士・幼稚園教諭勉強会	鶴田町保育連絡協議会開催の勉強会を年2～3回実施しています。	A	鶴田町保育連絡協議会
②有識者との協議・情報交換（子育てネットワーク）	子育てに関する地域の協調、情報交換について「青森県子育て支援センター協議会」へ参加しています。	A	鶴田町子育て支援センター





#### 基本施策4 留守家庭児童のための放課後等の居場所の充実

- 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の活動を一体にした「サンシャインスクール」の実施を通じて、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりと放課後児童対策の充実に努めます。

事業名	内容	第二期 評価	担当課
①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校統合により、1か所に集約され、実施クラスを8教室で運営しています。放課後こども教室の活動と一体にした「サンシャインスクール」として運営しており、待機児童もなく、安心安全な学びや生活の場を提供しています。	A	教育委員会
②放課後子ども教室推進事業	放課後児童クラブの活動と一体にした「サンシャインスクール」として運営しており、協働活動指導員等の協力により、小学生の放課後の安心安全な居場所づくりや、各種体験活動等を行っています。	A	教育委員会
③子どもの居場所事業	「みんなの居場所 育～Hug～」において日曜日（隔週月2回）にボランティアスタッフの見守りの中で自主遊びや自主学習を行うことができる、安全・安心な居場所を提供しています。	A	社会福祉協議会





## 基本目標Ⅳ 健やかな子育てに向けた支援と朝ごはん運動の展開

## 現状と課題

- 国において「成育基本法」（平成30年法律第104号）が施行され、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が示されており、成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することが求められています。
- 親子の健康の確保・増進を図る観点から、保健・医療・福祉・教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健事業や学童期・思春期の保健対策の充実が求められています。
- 産後うつ病や育児不安の早期発見・支援など、妊産婦のメンタルヘルスケアをはじめ、産後ケアの充実が課題であり、いのちを支える鶴田町自殺対策行動計画に基づき、関係機関と連携し、妊産婦及び子どもの孤立を防ぎ、支援に努めます。
- 当町では、子どもの健康を守るため、朝ごはん条例を制定し「ごはん」を中心とした食生活と早寝・早起き運動を推進し、規則正しい生活習慣を促進することで健康な子どもの育成に努めています。
- 今後も、家族みんなで朝ごはん運動に取り組み、規則正しい生活を身につけることが重要であり、より一層の啓発運動が必要です。

## 今後の方策

## 基本施策1 安心して産み育てるための相談・支援の充実

- 「こども家庭センター」を新たに設置し、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識や情報の提供、メンタルヘルスに関する取り組みなど、産前産後の支援の充実を図るとともに、伴走型の相談支援を行いながら母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、助言や指導を行い適切な養育環境の確保に努めます。
- 安心して産み育てるための各種相談窓口を周知し、利用を促進します。

事業名	内容	第二期評価	担当課
①子育て支援センター	つるた乳幼児園1か所で実施しています。地域の子育て拠点としての役割を担い、様々な子育てに関する支援の取り組みを行っています。	A	子ども健康課
②子育て相談支援	各種相談サービスは、多様な主体により専門化されて提供されるため、町民にわかりやすく、福祉・保健・教育各セクションによる迅速な相談体制を整備します。	A	関係各課
③子育てなんでも相談	子育てに関する知識・技術・情報の提供を行うため、電話、面接、訪問、出張（町の乳幼児健診日）相談を実施しています。	C	鶴田町子育て支援センター
④子育て相談日	子育てなんでも相談の内容で、専門家のアドバイスが必要なケースを対象として、毎月第4土曜日に実施しています。	C	鶴田町子育て支援センター





事業名	内容	第二期 評価	担当課
⑤妊婦及び産婦の喫煙予防	妊婦及び同居家族の喫煙は未熟児出生のみならず、次世代の子どもたちに与える影響は大きいものです。 副流煙による健康被害はもとより、喫煙行動を見て育つためタバコを受け入れられやすくなっていると考えられます。 妊娠期から産後の再喫煙に至る実態調査を継続するとともに、妊婦喫煙率0%を目指し保健指導を継続して行っています。	B	子ども健康課
⑥思春期教室	中学3年生を対象に、産婦人科医による講演会を年1回実施しています。	A	子ども健康課
⑦喫煙予防教室	中学1年生を対象に成長期に影響を及ぼす喫煙の影響などについて知識を高めるために、医師による講演会を年1回実施しています。	A	子ども健康課
⑧産後ケア事業	出産後に委託先の助産師が自宅を訪問し、母乳育児等の相談・支援を行います。	A	子ども健康課
⑨出産・子育て応援交付金事業（伴走型相談支援）	すべての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施します。令和7年度からは妊婦等包括相談支援事業として実施します。	—	子ども健康課
⑩こども家庭センター運営事業	母子保健事業や子育て支援サービスを妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「子育てのプラン」を作成し支援します。	—	子ども健康課

## 基本施策2 子どもの健康を見守るための一貫した支援の充実

- 親の育児不安の解消等を図るため、面接や訪問指導、健康診査などを通じて、健康状態や発達の遅れ、育児放棄、虐待などを早期に把握し、適切な支援を実施します。
- 各種健康診査の未受診者に対する受診奨励等の対応や、健診後のフォローアップ体制の整備にも取り組めます。
- 成長期の子どもには、健康的な心と体づくりの啓発を図ります。

事業名	内容	第二期 評価	担当課
①親子リフレッシュタイム	毎月、乳児健康診査当日の午前中（午前10時～11時30分）に、親子でリフレッシュできるイベント等を開催しています。	A	鶴田町子育て支援センター
②妊娠届出時面接	妊娠届出時、母子健康手帳等の交付後個別相談を実施しています。 内容は、主に届出時の体調や妊娠中の体の変化、栄養指導、各受診票の交付及び説明、保健師活用の勧め等を行います。 また、セルフプランを作成し、交付します。	A	子ども健康課





③妊婦訪問指導	妊婦訪問は、病院から連絡があった場合、妊婦自身から相談依頼があった場合に訪問して、相談・指導を行います。	A	子ども健康課
④乳児家庭全戸訪問	乳児及び産婦訪問は保健師と子育て家族との信頼関係を深め、その後の支援関係につながる、効果的な手段となっています。	A	子ども健康課
⑤乳児健康診査	毎月、4か月児又は10か月児の身体計測、医師診察、離乳食試食、発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	A	子ども健康課
⑥7か月児健康相談	月1回、身体計測、離乳食試食、お口のケア、7か月児の発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	A	子ども健康課
⑦1歳6か月児健康診査	年4回、身体計測、医師・歯科医師診察、フッ素塗布、むし歯予防指導、発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	A	子ども健康課
⑧1歳6か月児歯科健康診査	1歳6か月児健康診査の際に歯科医師による診察と指導を行います。 平成27年度からフッ素塗布を実施しています。	A	子ども健康課
⑨2歳6か月児歯科健康診査	平成27年度から年4回、2歳6か月児歯科健康診査を実施しています。 身体計測、歯科診察、フッ素塗布、むし歯予防指導、2歳6か月児の発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	A	子ども健康課
⑩3歳児健康診査	年4回、身体計測、医師・歯科医師診察、尿検査、目の検査、耳の検査、フッ素塗布、むし歯予防指導、発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	A	子ども健康課
⑪3歳児歯科健康診査	3歳児健康診査の際に歯科医師による診察と指導を行います。 幼児期におけるむし歯予防と併せ、生活習慣の自立に向けた指導を行います。 平成27年度からフッ素塗布を実施しています。	A	子ども健康課
⑫幼児個別フッ素塗布への補助	1歳6か月児健康診査と2歳6か月児歯科健康診査の際に、各健診間に町内歯科医院で使用できる個別フッ素塗布受診票を1回分交付します。	A	子ども健康課
⑬むし歯0本児の表彰	3歳児健康診査でむし歯がなかった子どもに対し、翌年の健康まつりで表彰をしています。 町長から表彰状と記念品の授与もあることから、この表彰状を目指してお口の手入れに励んでいる保護者もあり、効果が期待されます。	A	子ども健康課
⑭乳児期から高校生相当までの定期予防接種	予防接種法に基づき免疫を獲得し、感染症を予防するために行っています。	A	子ども健康課
⑮インフルエンザ任意予防接種への助成	小学生から高校生相当に対し、感染症予防として接種費用の一部を助成しています。	A	子ども健康課 教育委員会
⑯小学生向けSOSの出し方教室	小学校高学年を対象に生活上の困難やストレスに直面したときに信頼できる大人に助けを求めることができるように、SOSの出し方を学ぶ機会として実施しています。	A	子ども健康課





### 基本施策3 早寝、早起き、朝ごはん運動の推進

- 幼児から中学生を対象に行っている食生活等状況調査では、朝食を毎日とる割合は、平成29年度では90.4%、令和5年度は91.1%でした。また、望ましい時間に起床（6時30分までに）・就寝（幼児21時～中学生23時までに）している割合は、平成29年度はそれぞれ48.6%・35.3%、令和5年度はそれぞれ58.7%・42.5%となっており、今後も調査を定期的実施し、状況把握に努めます。
- 早寝、早起き、朝ごはん運動を基本に、豊かな人間性の形成・家族関係づくりにつなげるとともに、子どもの頃からの規則正しい生活習慣を身につけるための取り組みを強化し、生活習慣病の予防を図ります。
- 学校給食を通して食育の推進と「食」の大切さの啓発を図ります。

事業名	内容	第二期評価	担当課
①乳幼児期からの基本的な生活習慣形成のすすめ	乳幼児健康診査時には、朝ごはん条例に基づく「早寝、早起き、朝ごはん運動」推進に向け、生活リズム等について保健師による保健指導を行っています。	A	子ども健康課
②むし歯予防指導	4か月・10か月児健康診査や7か月児健康相談時に、それぞれの月齢に合った離乳食を提供し、その後お口の手入れの指導をしています。 10か月児健康診査時には歯科衛生士によるむし歯予防の集団指導を実施しています。 また、健康診査時にはむし歯予防指導とフッ素塗布を実施しています。 さらに、2歳6か月児歯科健康診査では栄養や口腔の発達を考えた手作りおやつを試食提供を行っています。 子どもの食育・生活リズム対策検討会にて関係機関等と課題を共有し、幼児期のむし歯の有病率低下に向けての取り組みを強化していきます。	C	子ども健康課
③子どもの食生活等状況調査	子どもたちの食生活の実態を把握するため調査を行い、まとめたものはその都度、町民向けのダイジェスト版にし、配布しています。	A	子ども健康課
④児童生徒の調理実習（朝ごはん推進事業）	朝ごはん条例に基づき、子どもたちを対象に実施しています。 学校・教育委員会と連携を図りながら、栄養士と食生活改善推進員が小中学校に出向き、食事の重要性、地元の食材で作る簡単料理等をテーマとする実習指導を、学校からの要望もあり年10回程度行っています。	A	子ども健康課





## 基本目標Ⅴ 安全・安心誰もが笑顔のまちづくり

## 現状と課題

- 全国的には、子どもが生命を失う犯罪や事故が後を絶たず、生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があり、犯罪被害や事故等の安全を確保することがすべての子どもたちが健やかに育つための大前提です。
- 虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止は地域社会全体で取り組むべき課題であり、その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまで、困難を抱える子どもや子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化が求められています。
- 子どもたちが元気にまちの中で遊び、活躍できるよう、家庭、学校、地域、関係機関等が連携して、地域ぐるみのまちづくりを推進します。

## 今後の方策

## 基本施策1 安全・安心のまちづくりの確保

- 子どもに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。
- 豊かな自然環境を活かしながら、子どもたちが思いっきり駆け回ったり、スポーツを楽しめる、遊び場・活動の場を充実します。

事業名	内容	第二期評価	担当課
①安全ネットワーク	地区ごとの連携を図り、安全に向けた取り組みのネットワーク化を図っています。	D	教育委員会 住民環境課
②安全パトロール	青少年健全育成推進員により、祭り等の夜間の見回り、朝のあいさつ運動を行っています。 また、歳末に防犯連絡協議会として、大型店舗内等での巡回活動として実施しています。	B	教育委員会 住民環境課
③子どもの安全教室	年度初めに、小学校新入学児童には黄色い帽子を配布しています。 春・秋の全国交通安全運動時には、運動要綱を配布し、各施設において交通安全教室を行うよう要請しています。	C	教育委員会 住民環境課
④安全・安心な遊び場の整備	当町には、富士見湖パーク、鶴寿公園、町営住宅の緑地公園、農村公園等があり、年度始めの整備点検と通常時の管理点検を実施しています。	A	建設整備課 商工観光課





**基本施策2 要保護・要支援家庭への支援と児童虐待防止に関する連携強化**

- 児童虐待への対応は、一部の関係者や一部の機関の取り組みだけでは限界があることから、発生を疑う時点からの情報をできるだけ迅速に関係機関につなぐとともに、速やかにかつ的確な対応を行うことが求められます。
- 医師、民生委員、児童委員、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、教育委員会、児童相談所等関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会による虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図ります。

事業名	内容	第二期 評価	担当課
①相談支援機関の紹介・啓発	児童虐待防止のために広報等で相談先の周知を行います。また、児童虐待等が疑われる場合は、関係機関等と連携して支援を行います。	A	子ども健康課
②鶴田町要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護を目的とした情報交換と支援内容に関する協議を行っています。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する関係者で組織されており、問題と思われるケースが発見された場合には、検討会議の中で情報を共有し支援内容を話し合い対応します。	A	子ども健康課
③養育支援訪問事業	現在、実施していません。今後は、町民のニーズに応じて実施を検討します。	E	子ども健康課
④子育て世帯訪問支援事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。 本事業の実施を通じて、虐待リスクの未然防止に努めます。	—	子ども健康課
⑤児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。 町民のニーズに応じて実施を検討します。	—	子ども健康課
⑥親子関係形成支援事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。 町民のニーズに応じて実施を検討します。	—	子ども健康課
⑦子育て短期支援事業	保護者の疾病などを理由に家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。 県内養護施設と連携をとり、必要なケースに適切に対応できる体制を確保します。	—	子ども健康課





### 基本施策3 子ども・子育て支援に関する情報提供の充実

○広報誌やホームページ等の媒体や子育て支援センターの活動等を通じて、子どもや子育てに関わるイベントや行政サービスなどの情報を積極的に提供し、初産の家庭や転居間もない家庭など、すべての家庭が情報不足にならない体制づくりに努めます。

事業名	内容	第二期 評価	担当課
①広報誌での情報提供	子育て家庭への情報提供だけでなく、住民に対しても積極的に情報を提供することにより、住民と子どもとの交流活動への参加促進を図るため、子どもに関する情報について町の広報などへの掲載を強化します。	A	各関係課
②子育て支援センターの広報活動	子育てに関する広報活動として、年2回、広報誌「にじのメッセージ」を発行しています。 また、母子健康手帳交付時等に子育て支援センターのチラシを配布しています。 今後も地域の子育て支援の拠点としてその役割を果たしていきます。	A	鶴田町子育て支援センター
③ホームページ情報整備	子育て支援ホームページとして子育て情報の充実を図るとともに、子育て交流の1つの媒体として住民の活用や参画を促進します。	A	各関係課





..... 第5章 .....

子ども・子育て支援事業の  
展開







## 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

### 1 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法では、第61条第2項第1号において「教育・保育提供区域」（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域）を定めるとされています。

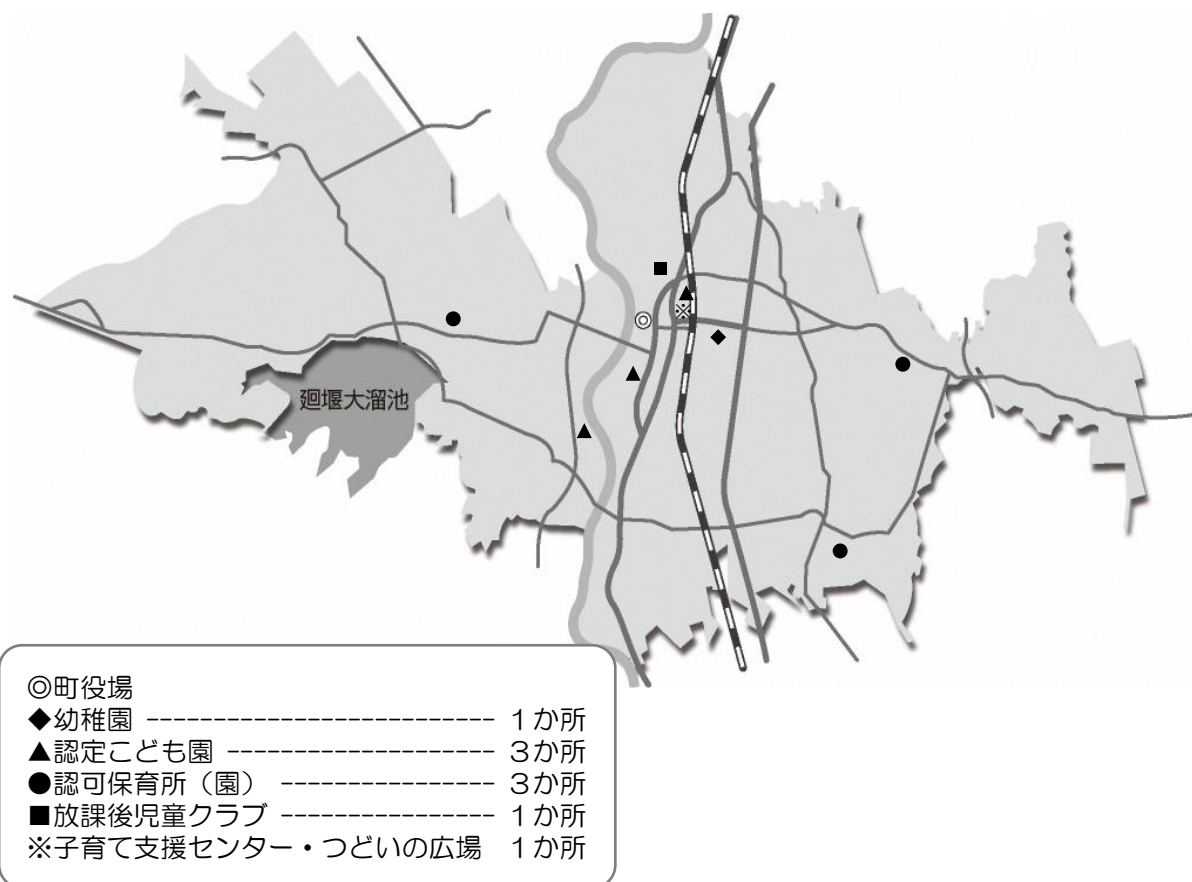
市町村は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

当町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、**町全体を1つの提供区域**としました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①人口推計等を勘案すると中学校区単位（全町）を範囲とする。
- ②保育所の入所区域は全町を範囲としている。
- ③保護者や子どもが利用できる範囲である。
- ④事業量を適切に見込み、確保できる単位である。

■鶴田町の子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



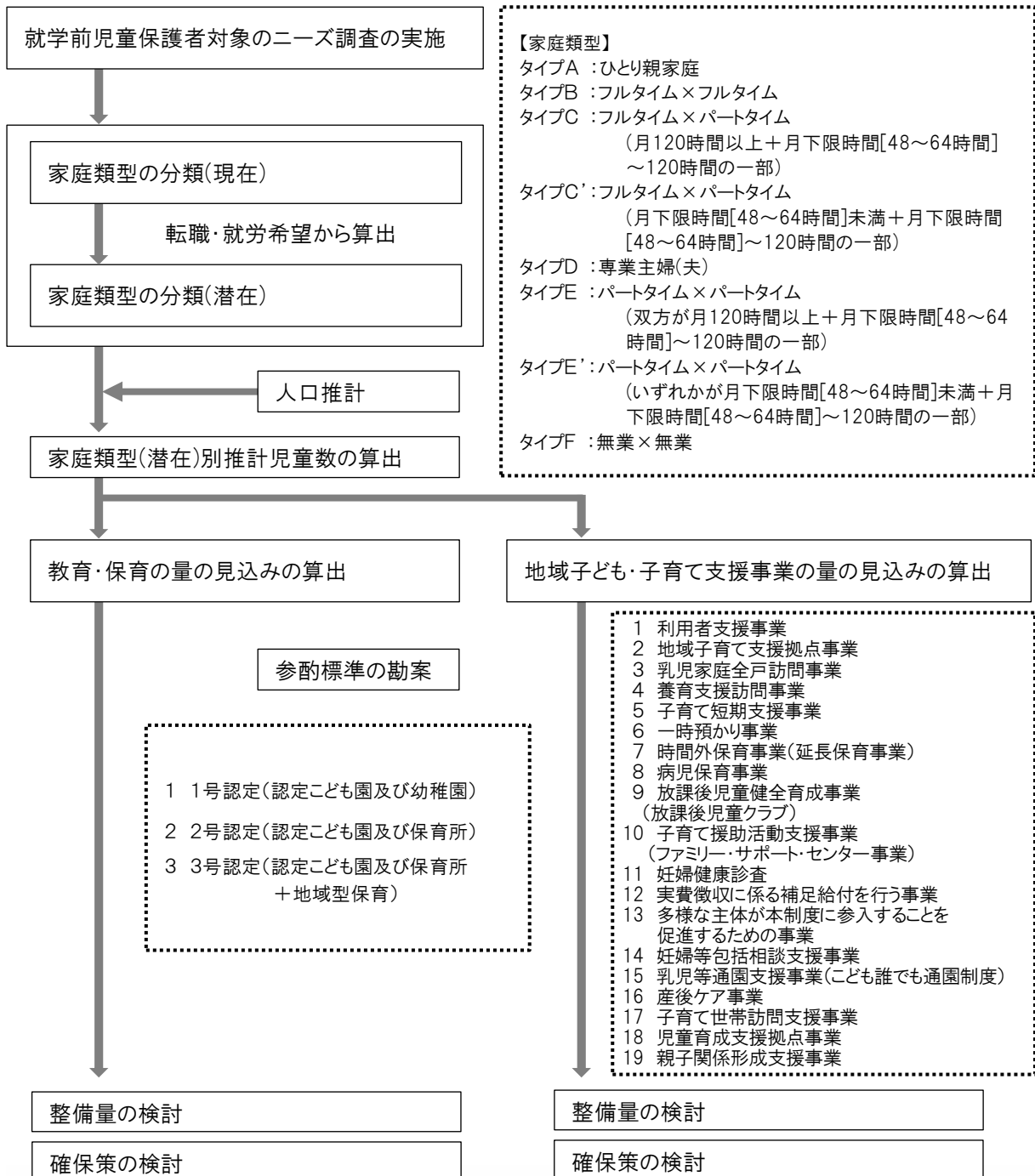


## 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（需要量）の推計にあたっては、国の手引き「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」に従って、ニーズ調査の結果をもとに推計（以下の推計のフローを参照）したほか、第二期計画期間（令和2年度～6年度）の各事業等の実績をもとに推計した量の見込みを勘案し、各事業等の実情や方向性に見合ったニーズ量を設定しました。

#### ■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

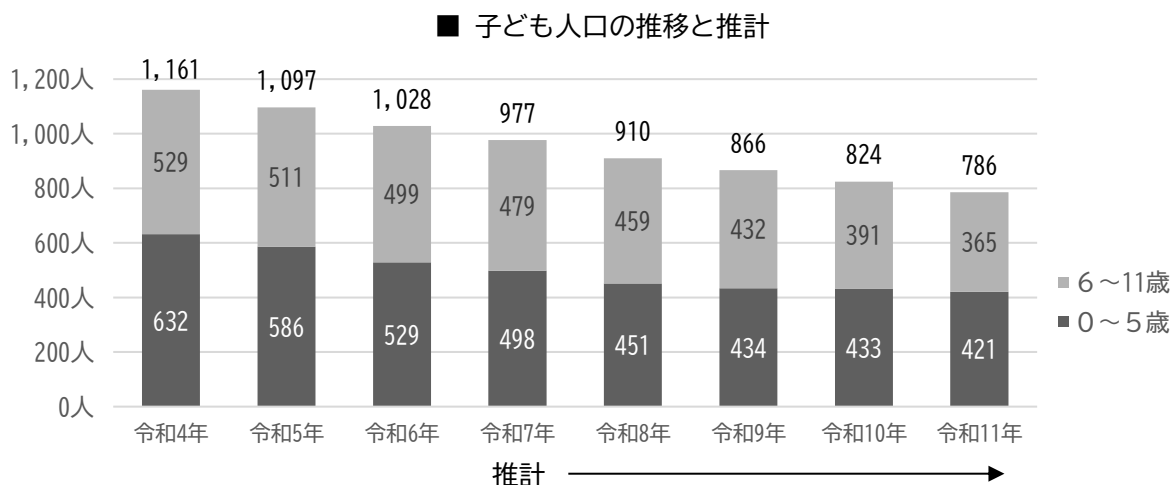




## (2) 子ども人口の推計

当町の子ども人口（0～11歳）については、0～5歳は令和6年の529人から令和11年には421人と、100人以上の減少が予測されています。

また、6～11歳は令和6年の499人から令和11年には365人と、130人以上の減少が予測されています。



単位：人

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	1,161	1,097	1,028	977	910	866	824	786
0歳	62	50	41	46	40	44	42	41
1歳	154	134	126	129	125	125	121	117
2歳	208	201	181	161	143	133	136	132
3歳	63	64	51	42	47	41	44	43
4歳	73	61	67	53	43	48	42	46
5歳	72	76	63	67	53	43	48	42
0～5歳	632	586	529	498	451	434	433	421
6歳	85	75	80	64	69	55	44	50
7歳	84	86	77	81	65	70	55	45
8歳	88	82	88	77	81	65	70	55
9歳	86	87	81	88	76	80	65	69
10歳	96	84	88	81	87	75	81	65
11歳	90	97	85	88	81	87	76	81
6～11歳	529	511	499	479	459	432	391	365

資料：令和4年～6年は住民基本台帳（各年3月31日）、令和7年以降は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）





### 3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

#### (1) 施設型事業

##### ① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労に関わらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

一方、認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

#### 現状と課題

○令和6年度末現在、町内には幼稚園が1か所、幼保連携型の認定こども園が3か所あります。

○1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）は、過去5年、50人～60人台で推移しており、3～5歳人口に占める割合は令和6年度現在28.7%という状況です。

#### ■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	54	62	53	54	52
1号認定	54	62	53	54	52
②第二期計画値	46	45	44	43	42
乖離（②－①）	▲ 8	▲ 17	▲ 9	▲ 11	▲ 10



#### ■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	57	52	50	50	49
②確保目標量	57	52	50	50	49
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○町内の4園で提供体制があり、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できます。





② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所は、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

一方、認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所（園）が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

○令和6年度末現在、町内に保育所（園）が3か所、幼保連携型の認定こども園が3か所あります。

○2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）は、令和2年度の180人から令和6年度には131人に減少しており、3～5歳人口に占める割合は令和6年度現在72.4%となっています。

○3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）は、令和2年度の136人から令和6年度には89人に減少しており、0～2歳人口に占める割合は令和6年度現在70.6%となっています。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

実績値	単位：人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	316	298	287	242	220
2号認定	180	171	158	147	131
3号認定	136	127	129	95	89
0歳	24	11	28	17	7
1歳	52	59	43	36	40
2歳	60	57	58	42	42
②第二期計画値	338	322	309	295	287
乖離（②－①）	22	24	22	53	67



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	197	182	175	174	169
2号認定	104	91	83	86	83
3号認定	93	91	92	88	86
0歳	16	16	15	14	14
1歳	35	38	37	36	34
2歳	42	37	40	38	38
②確保目標量	197	182	175	174	169
2号認定	104	91	83	86	83
3号認定	93	91	92	88	86
0歳	16	16	15	14	14
1歳	35	38	37	36	34
2歳	42	37	40	38	38
乖離（②－①）	0	0	0	0	0





### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○ニーズに対する提供体制は十分とれており、保育士を確保し、今後もこの提供体制を維持します。

## (2) 地域型保育事業

### ① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

#### 現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、ニーズ調査結果からは就学前児童の保護者の3.2%の利用希望があります。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。

### ② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

#### 現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、ニーズ調査結果からは就学前児童の保護者の5.3%の利用希望があります。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。





③ 家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、ニーズ調査結果からは就学前児童の保護者の1.8%の利用希望があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

○当町では現在実施していない事業ですが、ニーズ調査結果からは就学前児童の保護者の3.2%の利用希望があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の需要動向等をみながら、事業実施について検討します。





## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 相談支援事業

#### ① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 現状と課題

○児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設としてこども家庭センターを立ち上げ、子育て支援センター等の関係機関と連携しながら、随時、窓口や訪問等において相談業務などの子育て支援を実施しています。

○妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない相談支援の強化が求められます。

#### ■ 利用者支援事業の状況の推移

実績値	単位：か所				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施箇所数	1	1	1	1	1
②第二期計画値	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



#### ■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：か所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型(旧母子保健型)	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	<p>○こども家庭センターが中心となり、子育て支援センター等の関係機関と連携し、今後も継続して妊娠時期から子育て時期まで切れ目のない支援をしていきます。</p> <p>○地域子育て相談機関については、今後の需要動向等をみながら、事業実施について検討を行っていきます。</p>





## ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 現状と課題

- 当町では、子育て支援センターにおいて相談業務や、親子リフレッシュタイム、育児講座等を実施しています。
- 令和2年度から令和5年度の利用状況は、コロナ禍の影響等により計画値を下回る実績となっています。
- ニーズに応じた受け入れ体制の確保と事業の周知を図る必要があります。

#### ■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間総利用数	16	30	87	114
②第二期計画値	146	146	146	146
乖離(②-①)	130	116	59	32



#### ■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	110	106	106	103	100
②確保目標量	110	106	106	103	100
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○町の広報等で事業の周知を図り、気軽に利用できる環境づくりに努めます。





③ 妊婦等包括相談支援事業

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	129	123	117	114	111
年間実利用者数	43	41	39	38	37
1人当たり面談回数	3	3	3	3	3
年間面談実施合計回数	129	123	117	114	111
②確保目標量	129	123	117	114	111
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○こども家庭センターの事業として、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。





## (2) 訪問系事業

### ① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 現状と課題

- 保健師による乳児全数訪問を実施し、育児環境の確認や子育て支援を行っています。
- 本事業を通じて、要支援・要保護児童（保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適當な児童）やその家庭の早期把握に努める必要があります。

#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間実利用者数	64	39	41	39
②第二期計画値	60	57	55	53
乖離（②－①）	▲ 4	18	14	14



#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	43	41	39	38	37
②確保目標量	43	41	39	38	37
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後も新生児・乳児訪問で、保健師が必ず1回は家庭訪問を行います。また、電話相談やその後の家庭訪問も必要時に行っていきます。





## ② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 現状と課題

- 当町では、乳児家庭全戸訪問事業を通じて保健師と子育て家庭との信頼関係が深まっており、この信頼関係性がその後の支援にもつながっています。
- 令和2年度から令和5年度は、本事業の利用実績はありません。
- 乳児家庭全戸訪問事業等を通じた対象家庭の早期把握と早期支援を図るとともに、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上につなげていく必要があります。

### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○乳児家庭全戸訪問事業と連携を図りつつ、必要に応じて事業を実施します。

## ③ 子育て世帯訪問支援事業

児童福祉法の改正に伴い新設された事業で、保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

### ■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	48	48	48	48
②確保目標量	48	48	48	48	48
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○令和7年度から実施する新規事業として、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等が連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、児童虐待の未然防止を図ります。





### (3) 通所系事業

#### ① 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

##### 現状と課題

○7年度より県内の児童養護施設等と委託契約を結び、必要なケースに対応できる体制を確保していきます。

##### ■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28	25	24	24	23
②確保目標量	28	25	24	24	23
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

##### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○受け入れの委託先（施設）を確保し、必要なケースに対応できる体制を確保します。

#### ② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

##### 現状と課題

○令和6年度現在、町内では幼稚園、認定こども園に入所している子どもを対象とした「幼稚園等の預かり保育」は4か所で実施しており、認定こども園、幼稚園、保育所（園）等に入所していない子どもを対象とした「一時保育」は2か所で実施しています。

○「幼稚園等の預かり保育」は、計画値を上回る利用実績となっている一方、令和2年度から令和4年度における「一時保育」の利用は、コロナ禍の影響等により計画値を下回る実績となっています。





■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間総利用数	6,534	6,660	6,680	6,951
幼稚園等の預かり保育	6,486	6,640	6,610	6,792
上記以外の一時保育	48	20	70	159
②第二期計画値	5,205	4,976	4,758	4,549
幼稚園等の預かり保育	5,087	4,858	4,640	4,431
上記以外の一時保育	118	118	118	118
乖離(②-①)	▲ 1,329	▲ 1,684	▲ 1,922	▲ 2,402



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,286	5,911	5,802	6,226	6,334
幼稚園等の預かり保育	6,133	5,763	5,654	6,082	6,195
上記以外の一時保育	153	148	148	144	139
②確保目標量	6,286	5,911	5,802	6,226	6,334
幼稚園等の預かり保育	6,133	5,763	5,654	6,082	6,195
上記以外の一時保育	153	148	148	144	139
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○必要な時に受け入れができるよう、各施設と連携し、提供体制を維持していきます。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○令和6年度現在、保育所（園）3か所、認定こども園（幼保連携型）3か所にて、18～19時、18～20時など時間を延長して保育を実施しています。

○保育所（園）2か所、認定こども園（幼保連携型）2か所にて、休日の保育を実施しています。





■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間実利用者数	135	144	151	137
②第二期計画値	169	168	167	166
乖離（②－①）	34	24	16	29



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	105	98	94	94	91
②確保目標量	105	98	94	94	91
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○保護者からのニーズに応じて延長時間の拡大など、事業者と連携しながら、提供内容の充実に努めます。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○当町では、令和6年度現在未実施の事業ですが、五所川原圏域定住自立圏において病後児保育事業を実施しており、利用希望者を把握し、必要な方に情報が届くよう周知が必要です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○五所川原圏域定住自立圏で利用ができるため、事業の周知に力を入れていきます。





⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い新設された事業で、保育所（園）、認定こども園、幼稚園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所（園）等を利用できる事業です。

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		6	6	6	6
0歳		2	2	2	2
1歳		2	2	2	2
2歳		2	2	2	2
②確保目標量		6	6	6	6
乖離（②－①）		0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和8～11年度	○他市町村の試行的事業の状況等を総合的に勘案しつつ、実施体制を確保し、当町では令和8年度から事業を実施します。

⑥ 児童育成支援拠点事業

児童福祉法の改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の需要動向等をみながら、事業実施について検討を行います。

⑦ 親子関係形成支援事業

児童福祉法の改正に伴い新設された事業で、保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の需要動向等を踏まえ、事業実施について検討を行います。





(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

実績値	単位：人			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間実利用者数	54	47	32	36
②第二期計画値	109	108	107	106
乖離(②-①)	55	61	75	70



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	43	41	39	38	37
②確保目標量	43	41	39	38	37
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後も継続して、母体と赤ちゃんの健康を守り、安心してお産を迎えられるよう、妊娠届時に妊婦健康診査及び検査の受診票を交付し、必ず受診するよう勧めていきます。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○当町では、令和6年度現在未実施の事業ですが、五所川原圏域定住自立圏において子育て援助活動支援事業を実施しており、利用希望者を把握し、必要な方に情報が届くよう周知が必要です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○五所川原圏域定住自立圏で利用ができるため、事業の周知に力を入れていきます。





③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の動向をみながら、事業の実施について検討を行います。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の動向をみながら、事業の実施について検討を行います。

⑤ 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
年間実利用産婦数	1	1	1	1	1
年間延利用産婦数	2	2	2	2	2
②確保目標量	2	2	2	2	2
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○出産後に母乳育児等の相談・支援を行うため、現在の実施体制(委託先の助産師による訪問体制)を維持し、「訪問型」の事業を実施します。





## 5 総合的な子どもの放課後対策の推進

### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校施設内の専用教室で適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後子ども教室は、協働活動指導員等の協力により、小学生の放課後の安心安全な居場所づくりや、各種体験活動等を行う事業です。

当町では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動を一体にした「サンシャインスクール」を開設しています。

#### ◆小学校低学年の場合

##### 現状と課題

- 「サンシャインスクール」を鶴田小学校内で開設しています。
- 令和2年度から令和6年度の利用者数は、190人前後で推移しており、小学生低学年（6～8歳人口）における利用率は、令和2年度の71.4%から令和6年度には78.4%に上昇しています。
- ニーズに応じた放課後等の居場所の充実が求められます。

#### ■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	192	181	195	187	192
1年生	66	66	69	66	65
2年生	64	62	66	65	64
3年生	62	53	60	56	63
②第二期計画値	213	195	188	182	176
乖離（②－①）	21	14	▲7	▲5	▲16



#### ■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	188	182	170	154	143
1年生	62	60	56	51	47
2年生	64	62	58	52	49
3年生	62	60	56	51	47
②確保目標量	200	200	200	200	200
乖離（②－①）	12	18	30	46	57





◆小学校高学年の場合

現状と課題

○令和2年度から令和6年度の利用者数は、90人台から110人台で推移しており、小学生高学年（9～11歳人口）における利用率は、令和2年度の34.9%から令和6年度には44.1%に上昇しています。

○ニーズに応じた放課後等の居場所の充実が求められます。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	98	92	104	113	112
4年生	46	48	42	52	46
5年生	26	30	35	31	39
6年生	26	14	27	30	27
②第二期計画値	130	124	120	114	110
乖離（②－①）	32	32	16	1	▲ 2



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	111	107	102	91	85
4年生	46	44	42	38	35
5年生	38	37	35	31	29
6年生	27	26	25	22	21
②確保目標量	120	120	120	120	120
乖離（②－①）	9	13	18	29	35

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○これまで通り、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に提供する提供体制を維持します。引き続き、児童の安全・安心を確保するために努めます。





## 6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

### (1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、地域の子育て支援を行う機能も持っています。

当町では、令和6年度現在、幼保連携型認定こども園が3か所整備されており、今後も保護者のニーズをはじめ、乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じて認定こども園への移行を検討していきます。

### (2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催等の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

### (3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。

そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期・思春期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。





#### (4) 教育・保育施設の役割と連携

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期の育ちや学びを担う教育・保育施設（認定こども園・保育所（園）・幼稚園）相互の連携とともに、障害児通所支援事業所等と連携した教育と福祉の切れ目ない支援に努めます。

また、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることが重要です。

このため、子どもの発達を長期的な視点で捉え、認定こども園・保育所（園）・幼稚園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

### 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。

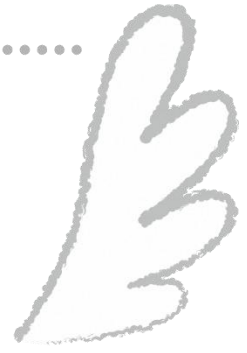
### 8 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

子どもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、鶴田町子ども・子育て支援協議会をはじめ、子育て支援に関わる関係機関が参加する会議を定期的で開催し、各機関における課題等について議論し、共有を図ります。



..... 第6章 .....

子どもの貧困対策







## 第6章 子どもの貧困対策

### 1 子どもの貧困対策計画策定の趣旨

子どもの貧困率は今なお高い状況にあり、国民生活基礎調査（2020年）に基づく、国における相対的に貧困の状態にある子どもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い状況です。

国の調査では子どものいる家庭のうち、食料が買えなかった経験がある割合が12.1%、衣服が買えなかった経験がある割合が13.8%（国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2022年）よりこども家庭庁算出）となっています。

なお、当町のニーズ調査では、食料が買えなかった経験がある割合が就学前児童の家庭11.3%、小学生児童の家庭15.8%、衣服が買えなかった経験がある割合が就学前児童の家庭15.3%、小学生児童の家庭21.9%という状況です。

国では、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）」が公布され、子どもが置かれた現在の状況も含めて、子どもの年齢や発達に応じてその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮されるよう対策を包括的かつ早期に講じられること、また貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに総合的な取り組みとして行うことが示され、市町村計画の策定が努力義務とされました。

また、令和5年12月には、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を閣議決定しており、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすることが掲げられています。

さらに、令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたほか、こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」の具体化などがなされています。

これらを踏まえつつ、当町における「子どもの貧困対策計画」は、「第三期子ども・子育て支援事業計画」の施策との調和を図りながら策定し、子どもの貧困についての状況を確認し、各課で問題を共有するとともに、子どもの現在の貧困の解消とともに、将来の貧困を防ぐ取り組みについて、関係団体等と連携しながら、相乗的な効果を生む施策を総合的に推進していきます。





## 2 子どもの貧困対策に関する取り組みの方向性

子どもの貧困の解消に向けた対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。

施策の基本的な取り組みの方向性について、次の4つの考え方に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない施策を実施するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに視点を置きつつ、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意します。

### ①相談支援体制の取り組み

貧困状態に陥る恐れがある、もしくは陥っている家庭や子どもを早期に発見し、各種制度に結び付けていくため、こども家庭センター、子育て支援センター、小・中学校、保育関連施設など関係機関と連携し、情報共有を図り、相談体制の充実を進めます。

### ②教育支援の取り組み

子どもの貧困は、世帯の経済的格差がそのまま教育の格差につながっていると言われており、例えば国における子どもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾向にあるので、重視されている部分であります。

本町ではすべての子どもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供を行っていきま

### ③生活支援及び保護者の就労支援の取り組み

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、子どもが安心して過ごせるまちづくりをめざし、また保護者の職業生活の安定のため、国や県の施策事業も踏まえ、適切な支援につながるよう支援します。

### ④経済的支援の取り組み

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立支援を行い、子育て世帯の暮らしの安定を図るため、各種支援や補助金等が必要な方に必要な時に届くよう支援を進めます。





### 3 具体的な施策

#### (1) 教育の支援

家庭の経済状況が理由で学習が制約されたり、進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが夢や希望を持ち、様々なことに挑戦できるよう、教育・保育にかかる費用負担の軽減や居場所づくり、学習を支援する取り組みを推進します。

事業名	内容	対象者	担当課
幼児教育・保育の無償化	3～5歳児クラスのすべての子どもと、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの利用料について、無償化を実施しています。	就学前	子ども健康課
保育料軽減事業	保護者等が現に扶養している第3子以降の3歳未満児の係る保育料を軽減しています。	就学前	子ども健康課
多子世帯・ひとり親世帯の保育料負担軽減	年収360万円未満相当世帯の多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子以降無償化を実施しています。 年収360万円未満相当世帯のひとり親世帯の優遇措置を拡充し第1子を半額、第2子以降無償化を実施しています。	就学前	子ども健康課
保育等利用者負担額支援事業	令和2年6月～令和3年3月及び令和4年度以降0歳～2歳児クラスの子どもの保育料について、無償化を実施しています。	就学前	子ども健康課
食材料費（副食費）の免除	3～5歳児クラスの食材料費（副食費）について、年収360万円未満相当世帯と、第3子以降の子どもは免除しています。	就学前	子ども健康課
保育等副食費支援事業	令和2年6月以降3歳～5歳児クラスの子どもの副食費実費徴収額について、無償化を実施しています。	就学前	子ども健康課
子育てのための施設等利用給付費	①幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する場合に、保育の必要性があると認定された教育認定の3～5歳児の利用料を上限月額11,300円までの範囲で無償化を実施しています。（満3歳児については、住民税非課税世帯の場合、上限月額16,300円まで無償） ②一時預かり事業、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業などを利用する場合に保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の0～2歳児の利用料を上限月額42,000円までの範囲で無償化を実施しています。	就学前	子ども健康課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保護を実施しています。	就学前	子ども健康課
延長保育促進事業	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）において保育を実施しています。	就学前	子ども健康課





事業名	内容	対象者	担当課
障がい児保育事業	保育の必要がある中程度及び軽度の心身障がい児を対象とし、保育を実施しています。	就学前	子ども健康課
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の子の修学を支援するため、それらの児童が修学する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付の相談を行っています。	保護者	子ども健康課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業	ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談員による就業相談、就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供斡旋、在宅就業に向けた支援、地域生活等支援の相談に応じ、関係機関へつないでいます。	保護者	子ども健康課
乳幼児期からの絵本の読み聞かせの推進	4か月児健康診査、3歳児健康診査時に絵本配布を行っています。	就学前	子ども健康課
思春期教室	中学校3年生を対象に、産婦人科医による講演を年1回実施しています。	中学校期	子ども健康課
喫煙予防教室	中学校1年生を対象に、医師による講演を年1回実施しています。	中学校期	子ども健康課
鶴田町要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護を目的とした情報交換と支援内容に関する協議を行っています。 関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する関係者で組織されており、問題と思われるケースが発見された場合には、検討会議の中で情報を共有し支援内容を話し合い対応しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課
小学生向けSOSの出し方教室	小学校高学年を対象に生活上の困難やストレスに直面したときに信頼できる大人に助けを求めることができるように、SOSの出し方を学ぶ機会として実施しています。	小学校期	子ども健康課
子育て支援学校給食費無償化事業	令和2年6月より対象児童・生徒の給食費を無償化しています。	小学校期 中学校期	学校給食センター
小中学校修学旅行費助成事業	小中学校等が実施する修学旅行の際に、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援するため、保護者が負担する修学旅行に要する経費に対する助成しています。	小学校期 中学校期	教育委員会
小中学校新入学準備費用助成事業	小中学校等に係る新入学準備費用について保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援するため、保護者が負担する新入学準備費用に対し助成しています。	小学校期 中学校期	教育委員会
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行っています。	小学校期 中学校期	教育委員会





事業名	内容	対象者	担当課
特別支援教育就学奨励費	障がいのある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給しています。	小学校期 中学校期	教育委員会
奨学金	鶴田町在住で、学業、人物が優れているにも関わらず経済的理由により就学が困難な者に対して学資を無利子で貸与しています。	高校期 大学等期	教育委員会
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末・長期休業に子どもたちの居場所をつくるため、小学校施設内の専用教室で、いろいろな体験活動や学習支援等の多様なプログラムを実施しています。	小学校期	教育委員会
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後及び長期休業に小学校施設内の専用教室で、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	小学校期	教育委員会
子どもの居場所事業	「みんなの居場所 育～Hug～」において日曜日（隔週月2回）にボランティアスタッフの見守りの中で自主遊びや自主学習を行うことができる、安全・安心な居場所を提供しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	社会福祉協議会
スクールカウンセラーとの連携	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、県スクールカウンセラーを小中学校に派遣し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援・教育相談を行っています。	小学校期 中学校期	教育委員会
スクールソーシャルワーカーとの連携	問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、小中学校に県スクールソーシャルワーカーを要請により派遣し、保護者と学校や関係機関等とのネットワーク構築及び支援について、適切な指導及び援助を行っています。	小学校期 中学校期	教育委員会
教育支援センター	いろいろな理由で登校することができずに、悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対して、集団生活への適応能力や生活意欲を高め、学校への再登校や社会的な自立の支援を行っています。	小学校期 中学校期	教育委員会
学習支援員の配置	小中学校へ教育支援員を配置し学習を支援しています。	小学校期 中学校期	教育委員会
外国語指導助手	A L Tを活用し小中学校での英語教育を推進しています。	小学校期 中学校期	教育委員会
インフルエンザ任意予防接種への助成	小学生から高校生相当に対し、感染症予防として接種費用の一部を助成しています。	小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課 教育委員会
姉妹都市青少年交流資金貸付制度	鶴田町の青少年が留学生、実習生、研修生又は中学生大使として姉妹都市の交流を図るための資金を、無利子で貸与しています。	中学校期 高校期 大学等期	企画交流課





事業名	内容	対象者	担当課
イングリッシュ・デイ	子どもたちに、日頃の授業よりも気軽に楽しく英語に触れて、英語をより身近に感じてもらうプログラムを実施しています。	小学校期	企画交流課
フッドリバー留学生留学参加助成金	フッドリバーバレー高校への留学事業参加費について、30万円を限度額として1/2に相当する額を助成しています。	高校期	企画交流課

## (2) 生活の安定に資するための支援

子どもたちが安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、また、貧困家庭における社会的孤立を防ぐため、子ども及び保護者に対する子ども・子育て支援や生活支援に関する事業の充実とともに、母子保健事業等を推進します。

さらに、ひとり親家庭の自立を支援する事業や生活困窮者自立支援事業等を通じて、包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援を図ります。

事業名	内容	対象者	担当課
一時預かり事業【再掲】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保護を実施しています。	就学前	子ども健康課
延長保育促進事業【再掲】	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）において保育を実施しています。	就学前	子ども健康課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターにおいて相談業務、親子リフレッシュタイム、育児講座等を実施しています。	就学前 保護者	子ども健康課
障がい児保育事業【再掲】	保育の必要がある中程度及び軽度の心身障がい児を対象とし、保育を実施しています。	就学前	子ども健康課
自立支援医療（育成医療）	障がい児の身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供し、生活能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行っています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	福祉介護課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母が健康保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 保護者	子ども健康課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児が健康保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	就学前	子ども健康課
子ども医療費助成事業	子どもが健康保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課





事業名	内容	対象者	担当課
児童扶養手当	父又は母と生活を同じくしていない児童や父又は母が心身に障がいのある場合に、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課
母子父子寡婦福祉資金【再掲】	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の子の修学を支援するため、それらの児童が修学する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付の相談を行っています。	保護者	子ども健康課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業【再掲】	ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談員による就業相談、就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供斡旋、在宅就業に向けた支援、地域生活等支援の相談に応じ、関係機関へつないでいます。	保護者	子ども健康課
生活困窮者自立相談支援事業	様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつないでいます。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	福祉介護課
出産・子育て応援交付金事業（出産・子育て応援給付金）	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう伴走型相談支援と経済的支援を行います。伴走型相談支援として、妊娠届出時・妊娠7か月前後・出産後の保健師による面談（アンケート）を受けた方に出産応援給付金5万円、子育て応援給付金5万円を支給します。令和7年度からは妊婦のための支援給付事業として実施します。	保護者	子ども健康課
出産・子育て応援交付金事業（伴走型相談支援）	すべての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③乳児家庭全戸訪問時に実施します。令和7年度からは妊婦等包括相談支援事業として実施します。	保護者	子ども健康課
不妊治療、不育症治療費の助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するために不妊治療等に要する費用の一部を助成します。	保護者	子ども健康課
妊娠届出時面接	妊娠届出時、個別相談、体調や妊娠中の体の変化、栄養指導、各受診票の交付及び説明、保健師活用の勧め等を行っています。	保護者	子ども健康課
妊婦委託健康診査への補助	妊婦委託健康診査受診票14回分を交付しています。さらに、多胎妊婦には7回分を追加交付しています。	保護者	子ども健康課
妊婦歯科健康診査への補助	妊婦委託歯科健康診査受診票1回分を交付しています。	保護者	子ども健康課
妊婦訪問指導	病院から連絡があった場合や、妊婦自身から相談依頼があった場合に訪問し、相談・支援を行っています。	保護者	子ども健康課





事業名	内容	対象者	担当課
妊婦及び産婦の喫煙予防	妊娠期から産後の再喫煙に至る経緯の確認をし、対策の検討を行い支援しています。	保護者	子ども健康課
風しん感染予防補助	妊婦に対する風しん感染予防のため、風しん抗体検査及び風しんワクチン接種に要した費用を補助しています。	保護者	子ども健康課
産婦健康診査への補助	令和6年度から産婦健康診査の受診票を2回分交付しています。	保護者	子ども健康課
産後ケア事業	出産後に委託先の助産師が自宅を訪問し、母乳育児等の相談・支援を行います。	保護者	子ども健康課
ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	妊産婦が治療、出産、お子さんの面会等のために周産期母子医療センターへ入院又は通院する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成します。	保護者	子ども健康課
未熟児養育医療	入院養育が必要な場合に、必要な医療費を給付しています。	就学前	子ども健康課
新生児聴覚スクリーニング検査への補助	令和5年度から新生児聴覚スクリーニング検査の受診票を交付しています。初回検査と確認検査が対象です。	保護者	子ども健康課
1か月児健康診査への補助	1か月児健康診査の受診票を1回分交付しています。	就学前	子ども健康課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児相談や育児に関する情報提供と支援を行っています。	就学前	子ども健康課
乳児健康診査	毎月、4か月児又は10か月児の身体計測、医師診察、離乳食試食、発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	就学前	子ども健康課
7か月児健康相談	月1回、身体計測、離乳食試食、お口のケア、7か月児の発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	就学前	子ども健康課
1歳6か月児健康診査	年4回、身体計測、医師・歯科医師診察、フッ素塗布、むし歯予防指導、発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	就学前	子ども健康課
2歳6か月児歯科健康診査	年4回、身体計測、歯科診察、フッ素塗布、むし歯予防指導、2歳6か月児の発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	就学前	子ども健康課
3歳児健康診査	年4回、身体計測、医師・歯科医師診察、尿検査、目の検査、耳の検査、フッ素塗布、むし歯予防指導、発育・発達・生活・食についての学習、個別相談を行っています。	就学前	子ども健康課
むし歯予防指導	4か月・10か月児健康診査や7か月児健康相談時に、それぞれの月齢に合った離乳食を提供し、その後お口の手入れの指導をしています。 10か月児健康診査時には歯科衛生士によるむし歯予防の集団指導を実施しています。また、幼児健康診査時にはむし歯予防指導とフッ素塗布を実施しています。 さらに、2歳6か月児歯科健診では栄養や口腔の発達を考えた手作りおやつを試食提供を行っています。	就学前	子ども健康課





事業名	内容	対象者	担当課
幼児個別フッ素塗布への補助	1歳6か月児健康診査と2歳6か月児歯科健康診査の際に、各健診間に町内歯科医院で使用できる個別フッ素塗布受診票を1回分交付します。	就学前	子ども健康課
乳児期から高校生相当までの定期予防接種	予防接種法に基づき免疫を獲得し、感染症を予防するために行っています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課
インフルエンザ任意予防接種への助成	小学生から高校生相当に対し、感染症予防として接種費用の一部を助成しています。	小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課 教育委員会
相談支援機関の紹介	児童虐待防止のために広報等で相談先の周知を行います。 また、児童虐待等が疑われる場合は、関係機関等と連携して支援を行います。	就学前	子ども健康課
子どもの肥満状況調査	認定こども園、保育所(園)、幼稚園、小中学校の生徒を対象に肥満状況調査を実施しています。	就学前 小学校期 中学校期	子ども健康課
子どもの食生活等状況調査	子どもたちの食生活の実態を把握するため調査を行い、まとめたものはその都度、町民向けのダイジェスト版を配布しています。	就学前 小学校期 中学校期	子ども健康課
児童生徒の調理実習(朝ごはん推進事業)	朝ごはん条例に基づき、年10回程度、子どもたちを対象に学校・教育委員会と連携を図りながら、栄養士と食生活改善推進員が小中学校に出向き、食事の重要性、地元のもので作る簡単料理等をテーマとする実習指導を行っています。	小学校期 中学校期	子ども健康課
こども家庭センター運営事業	母子保健事業や子育て支援サービスが必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「子育てのプラン」を作成し、支援します。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	子ども健康課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	放課後や週末・長期休業に子どもたちの居場所をつくるため、小学校施設内の専用教室で、いろいろな体験活動や学習支援等の多様なプログラムを実施しています。	小学校期	教育委員会
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【再掲】	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後及び長期休業に小学校施設内の専用教室で、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	小学校期	教育委員会
子どもの居場所事業【再掲】	「みんなの居場所 育～Hug～」において日曜日(隔週月2回)にボランティアスタッフの見守りの中で自主遊びや自主学習を行うことができる、安全・安心な居場所を提供しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	社会福祉協議会





### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親世帯等の保護者の就労に向け、職業訓練や就業能力向上などの支援を行うとともに、多様な保育サービスや子育て支援サービスの展開を図り、収入の増加と生活の安定、仕事と子育ての両立のための支援に取り組みます。

事業名	内容	対象者	担当課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業【再掲】	ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談員による就業相談、就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供斡旋、在宅就業に向けた支援、地域生活等支援の相談に応じ、関係機関へつないでいます。	保護者	子ども健康課
生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつないでいます。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	福祉介護課
一時預かり事業【再掲】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保護を実施しています。	就学前	子ども健康課
延長保育促進事業【再掲】	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）において保育を実施しています。	就学前	子ども健康課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	放課後や週末・長期休業に子どもたちの居場所をつくるため、小学校施設内の専用教室で、いろいろな体験活動や学習支援等の多様なプログラムを実施しています。	小学校期	教育委員会
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後及び長期休業に小学校施設内の専用教室で、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	小学校期	教育委員会





#### (4) 経済的支援

経済的支援に関する施策は、各種手当や金銭の給付や貸与など、各種の支援策が必要な方に確実に支援の手が届くよう周知を行うとともに、様々な支援を組み合わせるその効果の向上に努めます。

また、「誕生祝金」をはじめ、経済的負担の軽減のための町独自の取り組みを推進し、貧困家庭等の生活基盤を支えています。

事業名	内容	対象者	担当課
生活保護	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない世帯に対し扶助するための相談を行っています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	福祉介護課
児童手当【再掲】	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的に児童手当を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課
児童扶養手当【再掲】	父又は母と生活を同じくしていない児童や父又は母が心身に障がいのある場合に、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課
特別児童扶養手当	精神又は身体に重度又は中度の障がいを有する20歳未満の児童を監護する者に支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期	子ども健康課
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期	福祉介護課
ひとり親家庭等医療費助成事業【再掲】	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母が健康保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 保護者	子ども健康課
乳幼児医療費助成事業【再掲】	乳幼児が健康保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	就学前	子ども健康課
子ども医療費助成事業【再掲】	子どもが健康保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を支給しています。	小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課
母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の子の修学を支援するため、それらの児童が修学する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付の相談を行っています。	保護者	子ども健康課





事業名	内容	対象者	担当課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業【再掲】	ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談員による就業相談、就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供斡旋、在宅就業に向けた支援、地域生活等支援の相談に応じ、関係機関へつないでいます。	保護者	子ども健康課
生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつないでいます。	就学前 小学校期 中学校期 高校期 大学等期 保護者	福祉介護課
遺児援護対策費補助事業	遺児について入学祝金、卒業祝金及び弔慰金を支給しています。	就学前 小学校期 中学校期	子ども健康課
出産・子育て応援交付金事業（出産・子育て応援給付金）【再掲】	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう伴走型相談支援と経済的支援を行います。 伴走型相談支援として、妊娠届出時・妊娠8か月前後・出産後の保健師による面談（アンケート）を受けた方に出産応援給付金5万円、子育て応援給付金5万円を支給します。令和7年度からは妊婦のための支援給付事業として実施します。	保護者	子ども健康課
不妊治療、不育症治療費の助成【再掲】	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するために不妊治療等に要する費用の一部を助成します。	保護者	子ども健康課
妊婦委託健康診査への補助【再掲】	妊婦委託健康診査受診票14回分を交付しています。さらに、多胎妊婦には7回分を追加交付しています。	保護者	子ども健康課
妊婦歯科健康診査への補助【再掲】	妊婦委託歯科健康診査受診票1回分を交付しています。	保護者	子ども健康課
風しん感染予防補助【再掲】	妊婦に対する風しん感染予防のため、風しん抗体検査及び風しんワクチン接種に要した費用を補助しています。	保護者	子ども健康課
産婦健康診査への補助【再掲】	令和6年度から産婦健康診査の受診票を2回分交付しています。	保護者	子ども健康課
産後ケア事業【再掲】	出産後に委託先の助産師が自宅を訪問し、母乳育児等の相談・支援を行います。	保護者	子ども健康課
ハイリスク妊産婦アクセス支援事業【再掲】	妊産婦が治療、出産、お子さんの面会等のために周産期母子医療センターへ入院又は通院する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成します。	保護者	子ども健康課
未熟児養育医療【再掲】	入院養育が必要な場合に、必要な医療費を給付しています。	就学前	子ども健康課
新生児聴覚スクリーニング検査への補助【再掲】	令和5年度から新生児聴覚スクリーニング検査の受診票を交付しています。初回検査と確認検査が対象です。	就学前	子ども健康課
1か月児健康診査への補助【再掲】	1か月児健康診査の受診票を1回分交付しています。	就学前	子ども健康課





事業名	内容	対象者	担当課
幼児個別フッ素塗布への補助【再掲】	1歳6か月児健康診査と2歳6か月児歯科健康診査の際に、各健診間に町内歯科医院で使用できる個別フッ素塗布受診票を1回分交付します。	就学前	子ども健康課
乳児期から高校生相当までの定期予防接種【再掲】	予防接種法に基づき免疫を獲得し、感染症を予防するために行っています。	就学前 小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課
インフルエンザ任意予防接種への助成【再掲】	小学生から高校生相当に対し、感染症予防として接種費用の一部を助成しています。	小学校期 中学校期 高校期	子ども健康課 教育委員会
誕生祝金	令和4年度から出生児1人につき10万円を支給しています。	保護者	住民環境課
就学援助【再掲】	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行っています。	小学校期 中学校期	教育委員会
奨学金【再掲】	鶴田町在住で、学業、人物が優れているにも関わらず経済的理由により就学が困難な者に対して学資を無利子で貸与しています。	高校期 大学等期	教育委員会
姉妹都市青少年交流資金貸付制度【再掲】	鶴田町の青少年が留学生、実習生、研修生又は中学生大使として姉妹都市の交流を図るための資金を、無利子で貸与しています。	中学校期 高校期 大学等期	企画交流課
フッドリバー留学生留学参加助成金【再掲】	フッドリバーバレー高校への留学事業参加費について、30万円を限度額として1/2に相当する額を助成しています。	高校期	企画交流課





## 4 子どもの貧困に関する指標

国のこども大綱等を踏まえつつ、子どもの貧困対策を進めるにあたっては、これらの指標の改善に向けて取り組み、子どもの貧困対策を今後さらに適切に推進していきます。

指 標		国	県	鶴田町	
【教育の支援】	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.8% (R4)	93.6% (R3)	100.0% (R6)
	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		3.3% (R4)	3.5% (R3)	0.0% (R6)
	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		42.4% (R4)	26.3% (R3)	100.0% (R6)
	児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	97.7% (R4)	100.0% (R3)	100.0% (R6)
		高等学校等卒業後	38.6% (R4)	18.8% (R3)	0.0% (R6)
	ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）		79.8% (R3)	母子世帯 94.8% 父子世帯 87.1% (R元)	100.0% (R6)
	ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	94.7% (R3)	95.4% (R元)	86.7% (R6)
		高等学校等卒業後	65.3% (R3)	42.9% (R元)	—
	全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (R4)	0.8% (R2)	—
	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	—	—	0.0% (R6)
		中学校	—	—	0.0% (R6)
	スクールカウンセラーの配置率	小学校	—	—	0.0% (R6)
		中学校	—	—	0.0% (R6)
	就学援助制度に関する周知状況		—	—	100.0% (R6)
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	—	62.5% (R3)	3.8% (R6)
中学校		—	62.5% (R3)	20.0% (R6)	
【生活の安定に資するための支援】	ひとり親世帯	電気料金	14.8% (H29)	—	—
		ガス料金	17.2% (H29)	—	—
		水道料金	13.8% (H29)	—	—
	子供が ある全 世帯	電気料金	5.3% (H29)	4.5% (H30)	就学前2.5% 小学生2.5% (R6)
		ガス料金	6.2% (H29)	—	就学前2.1% 小学生1.8% (R6)
		水道料金	5.3% (H29)	—	就学前2.5% 小学生3.0% (R6)





指 標			国	県	鶴田町	
	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験	34.9% (H29)	—	就学前 12.5% 小学生 18.6% (R6)
			衣服が買えない経験	39.7% (H29)	—	就学前 18.8% 小学生 25.6% (R6)
		子供がある世帯	食料が買えない経験	16.9% (H29)	17.4% (H30)	就学前 11.3% 小学生 15.8% (R6)
			衣服が買えない経験	20.9% (H29)	—	就学前 15.3% 小学生 21.9% (R6)
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談	8.9% (H29)	—	—
			いざという時のお金の援助	25.9% (H29)	—	—
		等価可処分所得第Ⅰ～Ⅹ分位	重要な事柄の相談	7.2% (H29)	—	—
			いざという時のお金の援助	20.4% (H29)	—	—
【保護者に対する職業生活の安定と向上のための支援】	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	83.0% (R2)	93.0% (R元)	—	
		父子世帯	87.8% (R2)	95.3% (R元)	—	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	50.7% (R2)	55.0% (R元)	—	
		父子世帯	71.4% (R2)	90.4% (R元)	—	
【経済的支援】	子供の貧困率	国民生活基礎調査	11.5% (R3)	—	—	
		全国家計構造調査	10.3% (R元)	—	—	
	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	44.5% (R3)	—	—	
		全国家計構造調査	53.3% (R元)	—	—	
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	—	45.4% (R元)	—	
		父子世帯	—	25.1% (R元)	—	
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	—	73.8% (R元)	—	
		父子世帯	—	94.3% (R元)	—	





..... 第7章 .....

計画の推進・評価体制







## 第7章 計画の推進・評価体制

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、当町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点が重要です。

行政機関はもとより町民、社会福祉協議会、地域の子育て関連団体、NPO・ボランティア団体及び事業者と協働し、子ども・子育てを取り巻く社会環境や当町の社会状況の変化に適切に対応しながら、子ども・子育て施策を総合的に推進していきます。

### 2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに、双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、「広報つるた」や町のホームページ、電子媒体等を通じて、本計画書を公表するとともに、当町が取り組む施策について町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

### 3 計画の評価と進行管理

本計画は、「鶴田町子ども・子育て支援協議会」での審議を経て、策定を行いました。

なお、本協議会は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置づけられています。

そのため、計画策定後も、計画の実施状況や評価について、本協議会で審議を行っていきます。

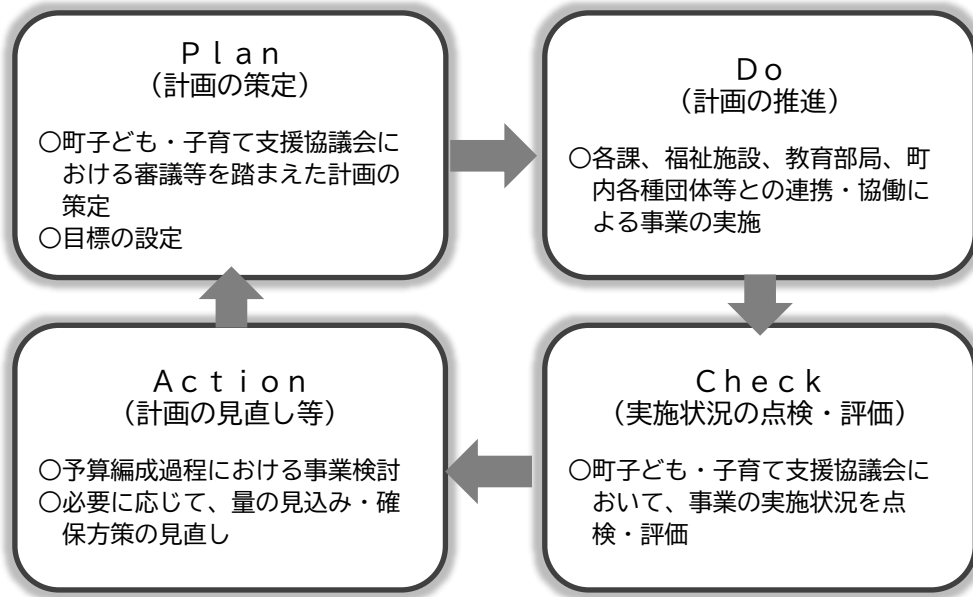
点検・評価にあたっては、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:評価、Action:改善検討)の実効性を高めるため、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

また、各施策の進捗状況から、計画期間の中間年において必要に応じて計画の見直しを行います。





■ PDCAサイクル図





資 料 編







## 資料編

### 1 鶴田町 子ども・子育て支援協議会条例

#### (1) 設置要綱

平成25年6月13日

条例第18号

##### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、鶴田町子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援等に必要な事項に関すること。

##### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育・保育業務関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募の町民
- (7) その他町長が必要と認める者

##### (任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

##### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。





- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協力要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される鶴田町子ども・子育て支援協議会委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(鶴田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 鶴田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年鶴田町条例第2号）の一部を改正する。





## (2) 委員名簿

No	氏名	所属・役職等	選出区分
1	葛西 忍	幼稚園保護者	子どもの保護者
2	佐藤 富貴子	保育所・認定こども園保護者	
3	齋藤 宏太	鶴田町子ども会育成連絡協議会 会長	子ども関係団体に属する者
4	葛西 圭	鶴田町連合PTA 会長	
5	福澤 紀子	鶴田町子育て支援センター つるた乳幼児園長	
6	坂本 睦子	鶴田町社会福祉協議会 事務局長	
7	坂崎 力紀	鶴田町保育連絡協議会 会長	保育・教育業務関係者
8	木村 道浩	鶴田町立鶴田小学校 校長	
9	鎌田 長生	鶴田町立鶴田中学校 校長	
10	竹浪 誠也	鶴田町教育委員会 教育委員	学識経験者
11	一戸 雅人	鶴田町議会 教育民生常任委員長	
12	奈良 真弓	鶴田町民生児童委員 主任児童委員	
13	下山 翔大		公募の町民

## (3) 会議の開催日と審議内容


## 第1回

日時	令和7年1月27日(月) 13:30～
場所	役場301～303委員会室
項目	(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について (2) 第三期子ども・子育て支援事業計画について (3) その他

## 第2回

日時	令和7年2月13日(木) 13:30～
場所	役場301～303委員会室
項目	(1) 第三期子ども・子育て支援事業計画について (2) その他





鶴田町 第三期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行者 鶴田町 子ども健康課 子育て支援係

住 所 〒038-3595

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1

T E L 0173-22-2111 (内線 135)

F A X 0173-22-6007

U R L <http://www.town.tsuruta.lg.jp/>

